

上越市地域協議会委員の選任に関する条例施行規則

平成 16 年 12 月 28 日

規則第 178 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、上越市地域協議会委員の選任に関する条例（平成 16 年上越市条例第 30 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(届出)

第 2 条 条例第 3 条の規定による公募（以下「公募」という。）に応じようとする者は、次に掲げる文書を条例第 5 条の規定による公募の期間（以下「公募期間」という。）内に市長が指定する場所に提出しなければならない。

(1) 地域協議会委員候補者届出書（第 1 号様式。以下「届出書」という。）

(2) 宣誓書（第 2 号様式）

2 届出書に記載する委員候補者の氏名は、戸籍簿に記載された氏名（以下「本名」という。）によらなければならない。

3 届出書の受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

(通称名の使用)

第 3 条 公募に応じた者（以下「委員候補者」という。）は、条例第 4 条第 1 項に規定する選任投票（以下「選任投票」という。）に関する告示、新聞広告、公報、投票記載所の氏名等の掲示に当該委員候補者の氏名が記載され、又は使用される場合において、本名に代えて通称が記載され、又は使用されることを求めようとするときは、当該通称について市長の認定を受けなければならない。この場合においては、前条第 1 項に掲げる文書に添えて通称認定申請書（第 3 号様式）を提出するとともに、市長に当該呼称が本名に代わるものとして広く通用しているものであることを説明し、かつ、そのことを証するに足りる資料を掲示しなければならない。

2 市長は、前項の規定による認定をした場合においては、直ちに認定書（第 4 号様式）を当該認定を申請した委員候補者に交付しなければならない。

(届出書の取下げ)

第 4 条 委員候補者は、公募期間内に限り届出書を取り下げることができる。

2 委員候補者は、前項の規定により届出書を取り下げようとするときは、郵便等によることなく、第 2 条第 3 項に規定する受付時間内に、文書で市長に届け出なければならない。

(登録)

第5条 条例第9条の規定により公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づく選挙人名簿に準じて調製することとされる投票資格者名簿（以下「投票資格者名簿」という。）への条例第8条に規定する投票資格者（以下「投票資格者」という。）の登録は、条例第7条第2項の規定による選任投票の期日の告示の日（以下「告示日」という。）の前日において行うものとする。

(縦覧)

第6条 選挙管理委員会は、告示日から選挙管理委員会が定める日までの期間、選挙管理委員会の指定した場所において、投票資格者名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供さなければならない。

2 選挙管理委員会は、告示日の3日前までに縦覧の場所を告示しなければならない。

(修正の調査の請求)

第7条 投票資格者は、投票資格者名簿に脱漏、誤載又は誤記があると認めるときは、選挙管理委員会に投票資格者名簿の修正に関し、調査の請求をすることができる。

(異議の申出)

第8条 投票資格者は、投票資格者名簿の登録に関し不服があるときは、第6条第1項の規定による縦覧の期間内に、文書で選挙管理委員会に異議を申し出ることができる。

2 選挙管理委員会は、前項の異議の申出を受けたときは、その異議の申出を受けた日から3日以内に、その異議の申出が正当であるかないかを決定しなければならない。

3 選挙管理委員会は、異議の申出を正当であると決定したときは、その異議の申出に係る者を直ちに投票資格者名簿に登録し、又は投票資格者名簿から抹消し、その旨を異議申出人及び関係人に通知するとともに、これを告示しなければならない。

4 選挙管理委員会は、異議の申出を正当でないと決定したときは、直ちにその旨を異議申出人に通知しなければならない。

5 第1項の規定は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てを妨げるものではない。

(補正登録)

第9条 選挙管理委員会は、第5条の規定により投票資格者名簿の登録をした日後、当該登録の際に投票資格者名簿に登録される資格を有し、かつ、引き続きその資格を有する者が投票資格者名簿に登録されていないことを知った場合には、その者を直ちに投票資格者名簿に登録し、その旨を告示しなければならない。

(公報の発行)

第10条 条例第10条の規定による公報の発行は、選任投票ごとに1回とする。

- 2 公報は、地域自治区の区域ごとに、発行しなければならない。
- 3 公報の様式は、選挙管理委員会が別に定める。

(記載文の申請)

第11条 委員候補者は、公報に条例第10条に規定する事項の記載を受けようとするときは、その記載文を添えて、選挙管理委員会が指定する日時までに選挙管理委員会に申請しなければならない。

(公報の発行手続)

第12条 選挙管理委員会は、前条の規定による申請があったときは、記載文を原文のまま公報に掲載しなければならない。

- 2 公報に記載する順序は、選挙管理委員会がくじで定める。
- 3 前条の規定による申請をした委員候補者は、前項のくじに立ち会うことができる。

(公報の配布)

第13条 公報は、投票資格者名簿に登録された者の属する世帯に対して、選任投票の期日の前日までに配布するものとする。

(投票運動)

第14条 条例第11条第2項の規定による公職選挙法第13章の規定の準用については、別表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(選任投票の結果報告)

第15条 選挙管理委員会は、選任投票の結果が確定したときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、選任投票に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

別表（第14条関係）

第129条の見出し	選挙運動	投票運動
第129条	選挙運動	上越市地域協議会委員の選任に関する条例（平成16年上越市条例第30号。以下「条例」という。）に基づく選任投票（以下「選任投票」という。）に関する運動（以下「投票運動」という。）
	各選挙	各選任投票
	第86条第1項から第3項まで若しくは第8項の規定による候補者の届出、第86条の2第1項の規定による衆議院名簿の届出、第86条の3第1項の規定による参議院名簿の届出（同条第2項において準用する第86条の2第9項前段の規定による届出に係る候補者については、当該届出）又は第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項若しくは第8項の規定による公職の候補者の届出	選任投票の期日の告示
	当該選挙	当該選任投票
第130条の見出し及び第1項各号列記以外の部分	選挙事務所	選任投票事務所
	次に掲げるもの	第4号に掲げる者
第130条第1項第4号	前3号に掲げる選挙以外の選挙	選任投票
	公職の候補者又はその推薦届出者	条例第3条に規定する委員候補者（以下「委員候補者」という。）
第130条第2項	前項各号に掲げるものは、選挙事務所	委員候補者は、選任投票事務所
	市町村の選挙以外の選挙については当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会及び当該選挙事務所が設置された都道府県の選挙管理委員会）及び当該選挙事務所が設置された市町村の選挙管理委員会に、市町村の選挙については当該市町村の選挙管理委員会	上越市選挙管理委員会
	選挙事務所に	選任投票事務所に
第131条の見出し	選挙事務所	選任投票事務所
第131条第1項各号列記以外の部分	前条第1項各号に掲げるものが設置する選挙事務所は、次の区分による	委員候補者が設置する選任投票事務所は、第5号に規定する
	できない。ただし、政令で定めるところにより、交通困難等の状況のある区域においては、第1号の選挙事務所にあつては3箇所まで、第4号の選挙事務所にあつては5箇所まで、それぞれ設置することができる	できない
第131条第1項第5号	地方公共団体の議会の議員又は市町村長の選挙における選挙事務所は、その公職の候補者	選任投票における選任投票事務所は、その委員候補者
第131条第2項	前項各号	前項第5号
	選挙事務所	選任投票事務所
第132条の見出し	選挙	選任投票
	選挙事務所	選任投票事務所
第132条	選挙事務所	選任投票事務所
	第129条	条例第11条第2項において準用す

		る公職選挙法第129条
	選挙の	選任投票の
第133条	選挙運動	投票運動
第134条の見出し	選挙事務所	選任投票事務所
第134条第1項	第130条第1項、第131条第3項又は第132条	条例第11条第2項において準用する公職選挙法第130条第1項又は第132条
	選挙事務所の	選任投票事務所の
	市町村の選挙以外の選挙については当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会又は当該選挙事務所が設置された都道府県の選挙管理委員会）又は当該選挙事務所が設置された市町村の選挙管理委員会、市町村の選挙については当該市町村の選挙管理委員会	上越市選挙管理委員会
第134条第2項	第131条第1項	条例第11条第2項において準用する公職選挙法第131条第1項
	選挙事務所	選任投票事務所
第135条の見出し	選挙事務関係者の選挙運動	選挙事務関係者等の投票運動
第135条第1項	第88条に掲げる者	公職選挙法第88条に掲げる者（選任投票を本市の議会の議員の選挙とみなした場合においてこれらの者に相当する職にある者を含む。）
	選挙運動	投票運動
第135条第2項	選挙運動	投票運動
第136条（見出しを含む。）	選挙運動	投票運動
第136条の2の見出し及び第1項	選挙運動	投票運動
第136条の2第2項各号列記以外の部分	公職の候補者	委員候補者
	公職にある	地域協議会委員の職にある
第136条の2第2項第1号	公職の候補者	委員候補者
第136条の2第2項第2号	選挙運動	投票運動
第136条の2第2項第3号	第199条の5第1項に規定する後援団体	政党その他の団体又はその支部で、特定の委員候補者若しくは委員候補者となろうとする者（地域協議会委員の職にある者を含む。）の政治上の主義若しくは施策を支持し、又は特定の委員候補者若しくは委員候補者となろうとする者（地域協議会委員の職にある者を含む。）を推薦し、若しくは支持することがその政治活動のうち主たるものであるもの（以下「後援団体」という。）
	同項に規定する後援団体	後援団体
第136条の2第2項第5号	公職の候補者	委員候補者
	公職にある	地域協議会委員の職にある
第137条（見出しを含む。）及び第137条の2（見出しを含む。）	選挙運動	投票運動
第137条の3の見出し	選挙運動	投票運動

第137条の3	第252条	公職選挙法第252条
	選挙権	公職選挙法に規定する選挙権
	選挙運動	投票運動
第138条第1項	選挙	選任投票
第138条第2項	選挙運動	投票運動
	候補者	委員候補者
第138条の2	選挙に	選任投票に
	選挙人	投票資格者
第138条の3	選挙に関し、公職に就くべき者（衆議院比例代表選出議員の選挙にあっては政党その他の政治団体に係る公職に就くべき者又はその数、参議院比例代表選出議員の選挙にあっては政党その他の政治団体に係る公職に就くべき者又はその数若しくは公職に就くべき順位）	選任投票に関し、地域協議会委員の職に就くべき者
第139条	選挙運動に関し	投票運動に関し
	衆議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙において、選挙運動（衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党が行うもの及び参議院比例代表選出議員の選挙において参議院名簿届出政党等が行うものを除く。以下この条において同じ。）に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に対し、公職の候補者1人について、当該選挙の選挙運動の期間中、政令で定める弁当料の額の範囲内で、かつ、両者を通じて15人分（45食分）（第131条第1項の規定により公職の候補者又はその推薦届出者が設置することができる選挙事務所の数が1を超える場合においては、その1を増すごとにこれに6人分（18食分）を加えたもの）に、当該選挙につき選挙の期日の公示又は告示のあった日からその選挙の期日の前日までの期間の日数を乗じて得た数分を超えない範囲内で、選挙事務所において食事するために提供する弁当（選挙運動に従事する者及び選挙運動	投票運動に従事する者及び投票運動のために使用する労務者に対し、委員候補者1人について、当該選任投票の投票運動の期間中、上越市選挙管理委員会が定める弁当料の額の範囲内で、かつ、両者を通じて15人分（45食分）に、当該選任投票につき選任投票の期日の告示のあった日からその選任投票の期日の前日までの期間の日数を乗じて得た数分を超えない範囲内で、選任投票事務所において食事するために提供する弁当（投票運動に従事する者及び投票運動
第140条及び第140条の2	選挙運動	投票運動
第141条第1項各号 列記以外の部分	次の各号に掲げる選挙	選任投票
	選挙運動	投票運動
	公職の候補者	委員候補者
	当該各号	第1号
第141条第1項第1号	衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙	選任投票
第141条第5項	第1項本文、第2項本文又は第3項本文	第1項本文
	選挙運動	投票運動
	当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）	上越市選挙管理委員会

第141条第6項	町村の議会の議員又は長の選挙以外の選挙にあつては政令で定める乗用の自動車に、町村の議会の議員又は長の選挙にあつては政令で定める乗用の自動車又は小型貨物自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条の規定に基づき定められた小型自動車に該当する貨物自動車をいう。）	公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第109条の3第1項第1号に規定する乗用の自動車
第141条の2第1項	選挙運動	投票運動
	公職の候補者（衆議院比例代表選出議員の選挙における候補者で当該選挙と同時にされる衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者である者以外のものを除く。次項において同じ。）	委員候補者
第141条の2第2項	同項	次項
	選挙運動	投票運動
	公職の候補者	委員候補者
	当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）	上越市選挙管理委員会
第141条の3の見出し	選挙運動	投票運動
第141条の3	第141条	条例第11条第2項において準用する公職選挙法第141条
	選挙運動	投票運動
	第140条の2第1項ただし書	条例第11条第2項において準用する公職選挙法第140条の2第1項ただし書
第142条第1項各号列記以外の部分	衆議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙	選任投票
	選挙運動	投票運動
	次の各号に規定する通常葉書及び第1号から第2号までに規定するビラ	第6号に規定する通常葉書
	できない。この場合において、ビラについては、散布することができない	できない
第142条第1項第6号	指定都市以外の市の選挙にあつては、長の選挙の場合には候補者1人について、通常葉書8千枚、議会の議員の選挙の場合には候補者	選任投票にあつては、委員候補者
第142条第11項	選挙運動	投票運動
	第1項から第4項まで	第1項
	第143条第1項第2号	条例第11条第2項において準用する公職選挙法第143条第1項第2号
	公職の候補者（衆議院比例代表選出議員の選挙における候補者で当該選挙と同時にされる衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者である者以外のものを除く。）	委員候補者
第143条第1項各号列記以外の部分	選挙運動	投票運動
	該当するもの（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては、第1号、第	該当するもの

	2号、第4号及び第5号に該当するものであって衆議院名簿届出政党等が使用するもの)	
第143条第1項第1号	選挙事務所	選任投票事務所
第143条第1項第2号	第141条	条例第11条第2項において準用する公職選挙法第141条
第143条第1項第3号	公職の候補者	委員候補者
第143条第1項第5号	選挙運動	投票運動
	ポスター（参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、公職の候補者たる参議院名簿登載者が使用するものに限る。）	ポスター
第143条第2項	選挙運動	投票運動
第143条第5項	選挙事務所	選任投票事務所
	第129条	条例第11条第2項において準用する公職選挙法第129条
	選挙の	選任投票の
第143条第6項	第1項第4号の2の個人演説会告知用ポスター及び同項第5号	第1項第5号
	選挙運動	投票運動
	第129条	条例第11条第2項において準用する公職選挙法第129条
	選挙の	選任投票の
第143条第7項	選挙事務所	選任投票事務所
第143条第9項	同項第4号の2及び第5号	同項第5号
第143条第16項各号列記以外の部分	公職の候補者	委員候補者
	公職にある	地域協議会委員の職にある
	第199条の5第1項に規定する後援団体（以下この項において「後援団体」という。）	後援団体
第143条第16項第1号	公職の候補者	委員候補者
	政令で	公職選挙法施行令第110条の5第1項第5号に
第143条第16項第2号	公職の候補者	委員候補者
	第19項各号の区分による当該選挙ごとの一定期間内に当該選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）	当該選任投票が行われる地域の区域ごとの一定期間内に当該区域
第143条第17項	当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）	上越市選挙管理委員会
第143条第19項第3号	地方公共団体の議会の議員又は長	地域協議会委員
	選挙	選任投票
第143条第19項第6号	地方公共団体の議会の議員又は長の選挙	地域協議会委員の選任投票
	選挙以外の選挙	選任投票以外の選任投票
	選挙を	選任投票を
	（第34条第4項の規定の適用がある場合には、同項の規定により読み替えて適用される同条第1項に規定する最も遅い事由が生じたとき）その旨を当該選挙に関する事務を管理	その旨を上越市選挙管理委員会

	する選挙管理委員会	
	選挙の	選任投票の
第143条の2	前条第1項第1号	条例第11条第2項において準用する公職選挙法第143条第1項第1号
	選挙事務所	選任投票事務所
	第141条第1項から第3項まで	条例第11条第2項において準用する公職選挙法第141条第1項
	選挙運動	投票運動
第144条第1項各号 列記以外の部分	第143条第1項第5号	条例第11条第2項において準用する公職選挙法第143条第1項第5号
第144条第1項第3号	都道府県の議会の議員、市の議会の議員又は市長の選挙	地域協議会委員の選任投票
	公職の候補者	委員候補者
第144条第2項	当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会。以下この項において同じ。）	上越市選挙管理委員会
	当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会	上越市選挙管理委員会
第144条第5項	第143条第1項第5号	条例第11条第2項において準用する公職選挙法第143条第1項第5号
第145条第1項	衆議院議員、参議院（比例代表選出）議員、都道府県の議会の議員又は市町村の議会の議員若しくは長の選挙（第144条の2第8項の規定によりポスターの掲示場を設けることとした選挙を除く。）	地域協議会委員の選任投票
	第143条第1項第5号	条例第11条第2項において準用する公職選挙法第143条第1項第5号
	その他総務省令で定めるもの並びに第144条の2及び第144条の4の掲示場	その他の上越市選挙管理委員会が定めるもの
第145条第2項	選挙	選任投票
	第143条第1項第5号	条例第11条第2項において準用する公職選挙法第143条第1項第5号
第145条第3項	第143条第1項第5号	条例第11条第2項において準用する公職選挙法第143条第1項第5号
	できる。第1項の選挙以外の選挙において、居住者等の承諾を得ないで当該居住者等の工作物に掲示されたポスターについても、また同様とする	できる
第146条第1項	選挙運動	投票運動
	第142条	条例第11条第2項において準用する公職選挙法第142条
	公職の候補者	委員候補者
第146条第2項	選挙運動	投票運動
	公職の候補者の氏名	委員候補者の氏名
	公職の候補者の推薦届出者その他選挙運動	投票運動
	公職の候補者と	委員候補者と

	公職の候補者の選挙区（選挙区がないときはその区域）	委員候補者の選任投票の行われる地域自治区の区域
	第142条	条例第11条第2項において準用する公職選挙法第142条
第147条各号列記以外の部分	都道府県又は市町村の選挙管理委員会	上越市選挙管理委員会
第147条第1号	第143条、第144条又は第164条の2第2項若しくは第4項	条例第11条第2項において準用する公職選挙法第143条又は第144条
第147条第2号	第143条第16項	条例第11条第2項において準用する公職選挙法第143条第16項
	公職の候補者	委員候補者
	同条第19項各号の区分による当該選挙ごとに当該各号に定める期間前	同条第19項第3号又は第6号に規定する期間前
第147条第3号	第143条の2	条例第11条第2項において準用する公職選挙法第143条の2
第147条第4号	第145条第1項又は第2項（第164条の2第5項において準用する場合を含む。）	条例第11条第2項において準用する公職選挙法第145条第1項又は第2項
第147条第5号	選挙運動	投票運動
	前条	条例第11条第2項において準用する公職選挙法第146条
第147条の2	公職の候補者	委員候補者
	公職にある	地域協議会委員の職にある
	選挙区（選挙区がないときは選挙が行われる区域）	選任投票が行われる地域自治区の区域
第148条第1項	この法律に定めるところの選挙運動	条例第11条第2項において準用する公職選挙法に定めるところの投票運動
	第138条の3	同法第138条の3
	選挙に	選任投票に
第148条第2項	選挙の	選任投票の
	選挙運動	投票運動
	都道府県の選挙管理委員会	上越市選挙管理委員会
第148条第3項各号列記以外の部分	選挙運動	投票運動
	選挙の	選任投票の
第148条第3項第1号ハ	選挙の選挙期日の公示又は告示	選任投票の期日の告示
第148条の2第1項	当選	地域協議会委員としての選任
	選挙	選任投票
第148条の2第2項	選挙	選任投票
第148条の2第3項	当選	地域協議会委員としての選任
	選挙	選任投票
第149条第4項	衆議院議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙	地域協議会委員の選任投票
	公職の候補者	委員候補者
	総務省令で定めるところ	横9.6センチメートル、縦2段組以内
	選挙運動の期間中、2回（参議院選挙区選出議員の選挙にあつては5回、都道府県知事の選挙にあつては4回）を限り、選挙	投票運動の期間中、2回を限り、選任投票
第149条第5項	前各項	前項
	第142条	条例第11条第2項において準用する公職選挙法第142条
	都道府県の選挙管理委員会	上越市選挙管理委員会
第151条の3の見出	選挙放送	選任投票に関する放送

し		
第151条の3	この法律に定めるところの選挙運動	条例第11条第2項において準用する公職選挙法に定めるところの投票運動
	第138条の3	同法第138条の3
	選挙に	選任投票に
	選挙の	選任投票の
第151条の5の見出し	選挙運動放送	投票運動放送
第151条の5	この法律	条例第11条第2項において準用する公職選挙法
	選挙運動	投票運動
第152条第1項	公職の候補者	委員候補者
	公職にある	地域協議会委員の職にある
	第199条の5第1項に規定する後援団体（次項において「後援団体」という。）は、当該選挙区（選挙区がないときは選挙の行われる区域。次項において同じ。）	後援団体は、当該選任投票が行われる地域自治区の区域
第152条第2項	公職の候補者	委員候補者
	選挙区	選任投票が行われる地域自治区の区域
第161条	公職の候補者（衆議院比例代表選出議員の選挙における候補者で当該選挙と同時にされる衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者である者以外のものを除く。次条から第164条の3までにおいて同じ。）、候補者届出政党及び衆議院名簿届出政党等	委員候補者
	施設（候補者届出政党にあつてはその届け出た候補者に係る選挙区を包括する都道府県の区域内にあるもの、衆議院名簿届出政党等にあつてはその届け出た衆議院名簿に係る選挙区の区域内にあるものに限る。）	施設
	個人演説会、政党演説会又は政党等演説会	個人演説会
第161条第1項第1号	学校及び公民館（社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条に規定する公民館をいう。）	上越市立学校及び上越市立公民館
第161条第1項第2号	地方公共団体	本市
第161条第1項第3号	市町村の選挙管理委員会	上越市選挙管理委員会
第161条第2項	政令の	公職選挙法施行令第119条に
第161条の2の見出し	個人演説会等	個人演説会
第161条の2	公職の候補者、候補者届出政党及び衆議院名簿届出政党等は、前条第1項	委員候補者は、条例第11条第2項において準用する公職選挙法第161条第1項
	含むものとし、候補者届出政党にあつてはその届け出た候補者に係る選挙区を包括する都道府県の区域内にあるもの、衆議院名簿届出政党等にあつてはその届け出た衆議院名簿に係る選挙区の区域内にあるものに限る	含む

	個人演説会、政党演説会又は政党等演説会	個人演説会
第162条の見出し	個人演説会等	個人演説会
第162条第1項及び第2項	公職の候補者	委員候補者
	選挙運動	投票運動
第163条の見出し	個人演説会等	個人演説会
第163条	第161条	条例第11条第2項において準用する公職選挙法第161条
	公職の候補者、政党演説会を開催しようとする候補者届出政党又は政党等演説会を開催しようとする衆議院名簿届出政党等	委員候補者
	公職の候補者の氏名（候補者届出政党又は衆議院名簿届出政党等にあつては、その名称）を、文書で市町村の選挙管理委員会	委員候補者の氏名を、文書で上越市選挙管理委員会
第164条	第161条	条例第11条第2項において準用する公職選挙法第161条
	公職の候補者	委員候補者
第164条の3第1項	選挙運動	投票運動
	この法律の規定により行う個人演説会、政党演説会及び政党等演説会	条例第11条第2項において準用する公職選挙法の規定により行う個人演説会
第164条の3第2項	公職の候補者	委員候補者
	開催すること、候補者届出政党以外の者が2以上の候補者届出政党の合同演説会を開催すること及び衆議院名簿届出政党等以外の者が2以上の衆議院名簿届出政党等の合同演説会を開催すること	開催すること
第164条の4の見出し	個人演説会等	個人演説会
第164条の4	個人演説会、政党演説会及び政党等演説会並びに	個人演説会及び
	選挙運動	投票運動
第164条の5第1項各号列記以外の部分	選挙運動	投票運動
	次に掲げる場合（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては、第2号に掲げる場合）	第1号に掲げる場合
第164条の5第2項	選挙運動	投票運動
	公職の候補者	委員候補者
	当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）	上越市選挙管理委員会
第164条の5第3項	公職の候補者1人について、1（参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、3）	委員候補者1人について、1
第164条の6第1項	選挙運動	投票運動
第164条の6第2項	第140条の2第2項	条例第11条第2項において準用する公職選挙法第140条の2第2項
	選挙運動	投票運動
第164条の6第3項	選挙運動	投票運動
第164条の7の見出し	選挙運動員等	投票運動員等
第164条の7第1項	第164条の5第1項第1号	条例第11条第2項において準用する公職選挙法第164条の5第1項第1号

	選挙運動	投票運動
	第141条第1項	条例第11条第2項において準用する公職選挙法第141条第1項
	公職の候補者1人について（参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、公職の候補者たる参議院名簿登載者1人につき演説を行う場所ごとに）	委員候補者1人について
第164条の7第2項	選挙運動	投票運動
	当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）	上越市選挙管理委員会
	第141条の2第2項	条例第11条第2項において準用する公職選挙法第141条の2第2項
第165条の2	2以上の選挙	選任投票と他の選挙
	1の選挙の選挙運動	投票運動
	選挙運動のため	投票運動のため
	第140条の2第1項ただし書	条例第11条第2項において準用する公職選挙法第140条の2第1項ただし書
第166条各号列記以外の部分	選挙運動	投票運動
	第161条	条例第11条第2項において準用する公職選挙法第161条
	個人演説会、政党演説会又は政党等演説会	個人演説会
第166条第2号	第141条第1項から第3項まで	条例第11条第2項において準用する公職選挙法第141条第1項
第175条第1項	市町村の選挙管理委員会	上越市選挙管理委員会
	選挙につき、その選挙の当日、衆議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては投票所内の投票の記載をする場所に衆議院名簿届出政党等の名称及び略称の掲示並びに投票所内のその他の適当な箇所に衆議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに衆議院名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位の掲示を、参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名の掲示を、その他の選挙にあつては	選任投票につき、その選任投票の当日、
	公職の候補者	委員候補者
	第46条の2第1項に規定する方法により投票を行う選挙	条例第12条において本市の議会の議員の選挙の例により行うこととされる選任投票の投票について、公職選挙法第46条の2第1項に規定する方法により行う場合
第175条第2項	市町村の選挙管理委員会は、各選挙（当該市町村の全部又は一部の区域が含まれる区域を区域として行われるものに限る。）	上越市選挙管理委員会は、各選任投票
	選挙の期日の公示又は告示	選任投票の期日の告示
	選挙の期日の前日	選任投票の期日の前日
	政令で	上越市選挙管理委員会が

	衆議院（比例代表選出）議員の選挙にあっては衆議院名簿届出政党等の名称及び略称の掲示を、参議院（比例代表選出）議員の選挙にあっては参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名の掲示を、その他の選挙にあっては公職の候補者	委員候補者
第175条第3項	衆議院（比例代表選出）議員の選挙にあってはいずれの掲示の掲載の順序も同一となるように都道府県の選挙管理委員会が都道府県ごとに、参議院（比例代表選出）議員の選挙にあっては都道府県の選挙管理委員会が都道府県ごとに、その他の選挙にあっては市町村の選挙管理委員会が開票区ごとに、当該選挙の公示又は告示があった日において第86条第1項から第3項まで、第86条の2第1項、第86条の3第1項又は第86条の4第1項若しくは第2項の規定による届出をすべき時間が経過した後	上越市選挙管理委員会が当該選任投票の告示の前日まで
	衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙について当該くじを行った後、第86条第8項又は第86条の4第5項、第6項若しくは第8項の規定による届出があった場合（これらの規定による届出のあった公職の候補者の全員が候補者でなくなったときを除く。）は、これらの規定の期間が経過した後市町村の選挙管理委員会が開票区ごとに	当該くじを行った後、当該委員候補者が死亡し、又は委員候補者たることを辞したものとみなされた場合で、委員候補者数が当該選任投票における委員の定数を超過しているときは、上越市選挙管理委員会が
第175条第5項	（参議院比例代表選出議員の選挙にあっては同項本文のくじで定める順序及び前項に規定する順序、衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙において第18条第2項の規定により市町村の区域を分けて数開票区を設けた場合において当該市町村の選挙管理委員会が開票区ごとに指定する一の開票区において行う第3項本文のくじで定める順序）による。この場合において、衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙について当該くじを行った後、第86条第8項又は第86条の4第5項、第6項若しくは第8項の規定による届出があったときは、これらの規定による届出のあった公職の候補者の氏名及び党派別の掲示は、総務省令で定めるところによりするもの	による。この場合において、当該くじを行った後、当該委員候補者が死亡し、又は委員候補者たることを辞したものとみなされた場合で、委員候補者数が当該選任投票における委員の定数を超過しているときは、上越市選挙管理委員会が改めて行うくじで定める順序
第175条第6項	第46条の2第1項に規定する方法により投票を行う選挙について	条例第12条において本市の議会の議員の選挙の例により行うこととされる選任投票の投票について、公職選挙法第46条の2第1項に規定す

		る方法により行う場合において、
	いずれの掲示の掲載の順序も同一となるように当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が当該選挙の告示があった日において第86条の4第1項又は第2項の規定による届出をすべき時間が経過した後に	上越市選挙管理委員会が当該選任投票の告示の前日までに
	第46条の2第2項の規定により変更して適用することとされた第86条の4第5項又は第8項の規定による届出があったときは、これらの規定による届出のあった公職の候補者の氏名及び党派別の掲示は、総務省令で定めるところによりするもの	当該委員候補者が死亡し、又は委員候補者たることを辞したものとみなされた場合で、委員候補者数が当該選任投票における委員の定数を超過しているときは、上越市選挙管理委員会が改めて行くじで定める順序
第175条第7項	公職の候補者（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等の代表者）又はその代理人	委員候補者
	第3項又は前項	第3項
第175条第8項	都道府県の選挙管理委員会	上越市選挙管理委員会
第178条の見出し	選挙期日	選任投票の期日
第178条各号列記以外の部分	選挙の期日（第100条第1項から第4項までの規定により投票を行わないこととなったときは、同条第5項の規定による	選任投票の期日（選任投票が行われなかったときは、条例第13条の規定による選任の
	当選又は落選	地域協議会委員に選任されたこと又は選任されなかったこと
	選挙人	投票資格者
第178条第1号	選挙人	投票資格者
第178条第2号	当選又は落選	地域協議会委員に選任されたこと又は選任されなかったこと
第178条第4号	第151条の5	条例第11条第2項において準用する公職選挙法第151条の5
第178条第5号	当選祝賀会	選任祝賀会
第178条第7号	当選に関する答礼のため当選人の氏名又は政党その他の政治団体の名称	地域協議会委員に選任されたことに関する答礼のため地域協議会委員に選任された者の氏名
第178条の2の見出し	選挙期日	選任投票の期日
第178条の2	第143条第1項第5号のポスター（第144条の2第1項及び第8項の掲示場に掲示されたものを除く。）及び第164条の2第2項の立札及び看板の類を掲示した者は、選挙の期日（第100条第1項から第4項までの規定により投票を行わないこととなったときは、同条第5項の規定による	条例第11条第2項において準用する公職選挙法第143条第1項第5号のポスターを掲示した者は、選任投票の期日（選任投票が行われなかったときは、条例第13条の規定による選任の

第1号様式（第2条関係）

区地域協議会委員候補者届出書

ふりがな	
委員候補者	
住 所 〔電話番号〕	〔自宅 ( ) 〕 〔携帯・PHS ( ) 〕
生 年 月 日	年 月 日 (満 歳)
経 歴	
応 募 動 機	
添 付 書 類	宣誓書

上記の記入事項は事実と相違ありません。

年 月 日

氏 名

印

(あて先) 上越市長

第2号様式（第2条関係）

宣 誓 書

私は、 年 月 日執行予定の 区の地域協議会委員の選任投票において上越市地域協議会委員の選任に関する条例第2条に規定する委員資格者であることを宣誓します。

年 月 日

住 所  
氏 名

印

（あて先）上越市長

第3号様式（第3条関係）

通 称 認 定 申 請 書

ふ り が な	
委 員 候 補 者	
ふ り が な	
呼 称	

年 月 日執行予定の 区の地域協議会委員の選任投票において、上記の呼称を通称として認定されるよう申請します。

年 月 日

住 所  
氏 名

印

（あて先）上越市長

第4号様式（第3条関係）

認 定 書

年 月 日執行予定の 区の地域協議会委員の選任投票において、次の呼称は、通称として認定する。

ふ り が な	
委 員 候 補 者	
ふ り が な	
呼 称	

年 月 日

上越市長

印

様

## 上越市地域協議会委員名簿

平成19年1月31日現在  
( )内は定数

安塚区地域協議会 (12)			
山岸 重正	池田 勲	日下部 進	佐藤 みちよ
外立 軍一郎	横尾 善雄	池田 三	石野 善司
北島 太一	中島 勝義	松野 恵	南雲 博
浦川原区地域協議会 (12)			
武藤 政義	柳澤 良治	五十嵐 謙吉	藤田 宏禎
村松 勝藏	丸田 潤一郎	杉田 昭一	大滝 勉
横田 征英	石田 敏一	蓑和 章	大坪 幸信
大島区地域協議会 (12)			
岩野 一高	岩野 實	丸田 新一	丸田 貴美子
石塚 隆雄	杉田 博茂	村松 隆男	早川 守
田邊 榮治	内山 實	高橋 篤文	飯田 善一
牧区地域協議会 (14)			
宮本 富男	武田 正一	渡辺 靖子	難波 一仁
金井 純	佐藤 健一	横山 幸久	宮内 繁夫
小林 哲夫	飯田 一郎	羽深 常郎	西山 達雄
江口 理恵子	渡辺 暁子		
柿崎区地域協議会 (18)			
小池 猛紀	木下 實	小山 貞榮	草間 敏幸
箕輪 隆一郎	新部 嘉一	神岡 八江子	品田 千恵子
仙田 ヤイ	金子 光子	中嶋 佐代子	竹越 繁太郎
箕輪 幸男	新澤 明一	曾田 良治	白井 秀雄
酒井 義仁	大倉 虎夫注1		
大潟区地域協議会 (18)			
小池 昇	渡邊 康一	佐藤 忠治	泉 嘉雄
大島 新一	藤縄 恵一	柳澤 茂和	後藤 紀一
久保田 一雄	佐藤 誠一	新保 幸三	内藤 義忠
竹田 成典	小玉 勝治	神林 多霞	君波 豊
沖川 勝郎	小山 千秋		
頸城区地域協議会 (18)			
長谷川 弘	鈴木 尚子	久保田 幸子	大嶋 清一
横山 勝夫	今井 一郎	小島 光雄	下間 一久
清水 俊彦	小田 武彦	細井 徳治	上井 康二
金子 信幸	柳澤 巧	藤田 健男	芳賀 芳明
尾崎 秀一	辻 勉		

吉川区地域協議会 (16)			
矢澤 源一郎	加藤 輝男	煤田 利勝	内藤 清徳
山岸 晃一	渡邊 利次	吉村 一博	高橋 洋一
岩井 栄子	佐藤 直彦	上野 英夫	野呂 和男
山崎 巖	八木 孝一	中嶋 巖	片桐 令司
中郷区地域協議会 (14)			
宮下 敏雄	山崎 智恵子	宮下 亨	山澤 末蔵
宮下 敏男	陸川 昇一	白石 尚男	鴨居 忠雄
古海 博康	吉川 隆夫	岡田 豊	山崎 新一
鹿島 安子	岸本 としえ		
板倉区地域協議会 (16)			
佐藤 一男	重野 進	石黒 忠勝	杉田 清
増村 勉	市村 義信	大谷 久英	下鳥 良夫
島田 武	古川 昭司	増村 彬	市村 照男
見海 健太郎	高野 勇注2	山田 重雄	清水 祐一
清里区地域協議会 (12)			
池田 吉和	市村 良治	梅澤 正直	笹川 幹男
青木 守雄	阿部 一雄	小川 美恵子	田中 美和子
富里 弘子	水越 勝	柳 正男	綿貫 節子
三和区地域協議会 (16)			
本山 和雄	佐藤 正夫	西山 薫	板倉 強
大坪 晃	橋本 正幸	小沼 良平	加藤 忠雄
折笠 義蔵	清水 れい子	小山田 房子	野崎 順子
荻野 礼之	馬嶋 満	江口 誠三	野上 一正
名立区地域協議会 (14)			
池亀 達雄	中江 輝男	細谷 俊	奥泉 潔
竹内 甲注3	伊藤 正義	塚田 正	長野 政司
松井 正	二宮 操	草間 義光	草間 賢太郎
高橋 雪子	久保埜 春子		

注1：平成18年6月28日まで  
注2：平成17年4月15日まで  
注3：平成17年11月29日まで

合計：192人

## 地域協議会への諮問事項一覧

地域協議会名	諮問事項	担当課	附帯意見
安塚区 地域協議会	安塚やすらぎ荘の指定管理者による管理について	介護保険課	
	安塚やすらぎ荘の利用時間の変更について	介護保険課	
	安塚やすらぎ荘の休館日の変更について	介護保険課	
	安塚ほのぼの荘の指定管理者による管理について	高齢者福祉課	
	安塚ふれあいセンターの利用時間の変更について	高齢者福祉課	
	安塚ふれあいセンターの休館日の変更について	高齢者福祉課	
	安塚やすらぎ荘の利用時間の変更について	介護保険課	
	安塚やすらぎ荘の休館日の変更について	介護保険課	
	豊坂コミュニティ公園の指定管理者による管理について	農村整備課	
	板尾地区開発センターの指定管理者による管理について	農政企画課	
	樽田川地区開発センターの指定管理者による管理について	農政企画課	
	安塚本郷地区開発センターの指定管理者による管理について	農政企画課	
	樽田そば処の指定管理者の選定について	農政企画課	
	中川地域生涯学習センターの指定管理者の選定について	生涯学習推進課	
	伏野地域生涯学習センターの指定管理者の選定について	生涯学習推進課	
	須川地域生涯学習センターの指定管理者の選定について	生涯学習推進課	
	安塚診療所の指定管理者の選定について	上越地域医療センター病院管理課	
	安塚区の地域包括支援センターの設置について	高齢者福祉課	
	基本健康診査の自己負担金の改定について	健康づくり推進課	
	安塚コミュニティプラザ整備基本構想及び基本計画について	地域振興課	
	雪だるま高原夏期集客施設整備事業について	観光振興課	
	市道東頸城幹線の認定について	道路管理課	
	上越市診療所条例の一部改正について	健康づくり推進課	
	安塚コミュニティプラザの施設及び利用料金の変更について	地域振興課	
	菱の里の指定管理者の選定について	教育総務課	
	船倉地域生涯学習センターの指定管理者の選定について	生涯学習推進課	
	雪のまちみらい館の使用料の改定について	用地管財課	
	安塚コミュニティプラザの利用料金の改定について	地域振興課	
	安塚克雪管理センターの利用料金の改定について	道路管理課	
	安塚区における農村地区多目的集会所の利用料金の改定について	農政企画課	
	六夜山荘の指定管理者の選定について	農政企画課	
	雪だるま物産館の指定管理者の選定について	農政企画課	
	安塚ふれあいセンターの使用料の改定について	高齢者福祉課	
	安塚区における地域生涯学習センターの使用料等の改定について	生涯学習推進課	
	安塚区における上越市立小・中学校体育施設等の使用料の改定等について	体育課・次世代育成支援課	
	上越市安塚B&G海洋センター及び上越市安塚和田スポーツ公園の使用料等の改定並びに体育目的以外の使用の許可について	体育課	○

地域協議会名	諮問事項	担当課	附帯意見	
浦川原区 地域協議会	浦川原高齢者生活福祉センターの指定管理者による管理について	介護保険課	○	
	浦川原高齢者生活福祉センターの休館日の変更について	介護保険課		
	市道顕聖寺住宅団地1号線の認定について	道路管理課		
	市道顕聖寺住宅団地2号線の認定について	道路管理課		
	市道顕聖寺住宅団地3号線の認定について	道路管理課		
	虫川城跡公園の指定管理者による管理について	農村整備課		
	菱田大池公園の指定管理者による管理について	農村整備課		
	山本公園の指定管理者による管理について	農村整備課		
	浦川原コミュニティプラザ整備基本構想及び基本計画について	地域振興課		
	浦川原区民放テレビ放送難視聴解消施設整備事業の実施について	情報管理課		
	浦川原高齢者生活福祉センター内の在宅介護支援センターの廃止について	高齢者福祉課		
	浦川原高齢者生活福祉センター内の地域包括支援センターの設置について	高齢者福祉課		
	基本健康診査の検査項目の統一及び自己負担金の改定について	健康づくり推進課		
	上岡テレビ共同受信施設の設置について	情報管理課		
	小谷島テレビ共同受信施設の設置について	情報管理課		
	横川テレビ共同受信施設の設置について	情報管理課		
	市道東頸城幹線の認定について	道路管理課		
	市道西川原外川原線の認定について	道路管理課		
	上越市霧ヶ岳公園の使用料還付規定の改定について	観光振興課		
	上越市霧ヶ岳温泉ゆあみの使用料還付規定の改定について	観光振興課		
	横住総合交流促進センターの使用料の改定について	農政企画課		
	月影の郷を営利等の目的で利用する場合の利用料金の改定について	農政企画課		
	末広地区転作促進研修センターの廃止について	農政企画課		
	浦川原里山地域活性化センターの設置について	農政企画課		
	浦川原保健センターの目的外使用の廃止について	健康づくり推進課		
	うらがわらマナビィハウスの使用料の改定について	生涯学習推進課		
	浦川原地域文化伝承館の使用料の改定について	生涯学習推進課		
	浦川原区における上越市立小・中学校体育施設等の使用料の改定等について	体育課・次世代育成支援課		
	浦川原区における体育施設の使用料等の改定及び体育目的以外の使用の許可について	体育課		
	浦川原地区公民館の使用料等の改定について	公民館		
	浦川原コミュニティプラザの設置について	地域振興課		
	大島区 地域協議会	大島デイサービスセンターの利用時間の変更について	介護保険課	
		大島デイサービスセンターの休館日の変更について	介護保険課	
菖蒲高原緑地休養広場の指定管理者による管理について		林業水産課		
大島コミュニティプラザの設置について		地域振興課		
大島やまざくらの指定管理者による管理について		産業振興課		
大島やまざくらの利用時間の変更について		産業振興課		
大島やまざくらの休館日の変更について	産業振興課			

地域協議会名	諮問事項	担当課	附帯意見
大島区 地域協議会	不動尊公園の指定管理者による管理について	農村整備課	
	ほくら公園の指定管理者による管理について	農村整備課	
	堀切川砂防公園の指定管理者による管理について	農村整備課	
	仁上ほたる公園の指定管理者による管理について	農村整備課	
	熊田多目的広場の指定管理者による管理について	農村整備課	
	仁上多目的広場の指定管理者による管理について	農村整備課	
	棚岡多目的広場の指定管理者による管理について	農村整備課	
	大島多目的広場の指定管理者による管理について	農村整備課	
	菖蒲西多目的広場の指定管理者による管理について	農村整備課	
	大島生活改善センターの指定管理者による管理について	農政企画課	○
	大島旭農村環境改善センターの指定管理者による管理について	農政企画課	○
	菖蒲農村環境改善センターの指定管理者による管理について	農政企画課	○
	大島若者交流会館の指定管理者による管理について	農政企画課	○
	竹平多目的共同利用施設の指定管理者による管理について	農政企画課	
	西沢多目的共同利用施設の指定管理者による管理について	農政企画課	
	上達多目的共同利用施設の指定管理者による管理について	農政企画課	
	板山多目的共同利用施設の指定管理者による管理について	農政企画課	
	藤尾多目的共同利用施設の指定管理者による管理について	農政企画課	
	大島中野農作業準備休憩施設の指定管理者による管理について	農政企画課	
	棚岡農作業準備休憩施設の指定管理者による管理について	農政企画課	
	熊田農作業準備休憩施設の指定管理者による管理について	農政企画課	
	牛ヶ鼻農作業準備休憩施設の指定管理者による管理について	農政企画課	
	竹平地域活性化施設の指定管理者による管理について	農政企画課	
	大島青空市場の指定管理者による管理について	農政企画課	
	大島農業実習交流センターの指定管理者による管理について	農政企画課	
	大島あさひ荘の指定管理者による管理について	観光振興課	
	大島大山広場の指定管理者による管理について	観光振興課	
	大島堆肥センターの管理運営方法の変更について	農業振興課	
	大島在宅介護支援センターの廃止について	高齢者福祉課	
	大島地域包括支援センターの設置について	高齢者福祉課	
	基本健康診査の検査項目の統一及び自己負担金の改定について	健康づくり推進課	
	市道東頸城幹線の認定について	道路管理課	
	上越市診療所条例の一部改正について	健康づくり推進課	
	ふれあい交流センターあやめ荘の廃止について	次世代育成支援課	
	大島就業改善センターの使用料等の改定について	産業振興課	
	上越市庄屋の家の使用料還付規定の改定について	観光振興課	
	大島区における農村地区多目的集会所の利用料金の改定について	農政企画課	
	大島ゆきわり荘の使用料の改定について	農政企画課	
	大島区における地域生涯学習センターの使用料の改定について	生涯学習推進課	○

地域協議会名	諮問事項	担当課	附帯意見
大島区 地域協議会	大島区における上越市立小・中学校体育施設等の使用料の改定等及び夜間照明施設の使用料の改定について	体育課・次世代育成支援課	
	上越市大島多目的ホール使用料等の改定及び体育目的以外の使用の許可について	体育課	
牧区 地域協議会	牧デイサービスセンターやまゆりの家の指定管理者による管理について	介護保険課	
	牧デイサービスセンターやまゆりの家の利用時間の変更について	介護保険課	
	牧デイサービスセンターやまゆりの家の休館日の変更について	介護保険課	
	川上笑学館の指定管理者による管理について	農政企画課	
	ふすべ山森林施設の指定管理者による管理について	林業水産課	
	高尾活性化センターの指定管理者による管理について	農政企画課	
	田島構造改善センターの指定管理者による管理について	農政企画課	
	東松ノ木多目的活動施設の指定管理者による管理について	農政企画課	
	牧坪山多目的利用施設の指定管理者による管理について	農政企画課	
	平方多目的集会施設の指定管理者による管理について	農政企画課	
	大月交流促進センターの指定管理者による管理について	農政企画課	
	高谷活性化センターの指定管理者による管理について	農政企画課	
	池舟多目的利用施設の指定管理者による管理について	農政企画課	
	岩神多目的利用施設の指定管理者による管理について	農政企画課	
	頸中林業振興センターの指定管理者による管理について	林業水産課	
	牧区の地域包括支援センターの設置について	高齢者福祉課	
	基本健康診査の検査項目の統一及び自己負担金の改定について	健康づくり推進課	
	ガス水道局牧区営業所の統合について	ガス水道局総務課	○
	東荒井特定公共賃貸住宅の設置について	建築住宅課	
	市道牧村中央線の廃止について	道路管理課	
	市道東頸城幹線の認定について	道路管理課	
	市道東荒井住宅団地2号線の認定について	道路管理課	
	上越市国民健康保険診療所条例の一部改正について	健康づくり推進課	
	牧山口活性化センターの指定管理者の選定について	農政企画課	
	牧就業改善センターの使用料等の改定について	産業振興課	
	上越市牧ふるさと村自然と憩の森の使用料還付規定の改定について	観光振興課	
	上越市牧ふれあい体験交流施設の使用料、使用料還付規定の改定について	観光振興課	
	上越市牧湯の里深山荘の使用料還付規定の改定について	観光振興課	
	牧区における農村地区多目的集会所の利用料金の改定について	農政企画課	
	頸中林業振興センターの利用料金の改定について	林業水産課	
牧中央地区農業集落排水施設の設置について	農村整備課		
牧区における上越市立小・中学校体育施設等の使用料の設定等について	体育課・次世代育成支援課		
牧区における体育施設の使用料等の改正、及び体育目的以外の使用の許可について	体育課		
牧地区公民館牧分館の使用料等の改定について	公民館		

地域協議会名	諮問事項	担当課	附帯意見
柿崎区 地域協議会	柿崎第1デイサービスセンターの指定管理者による管理について	介護保険課	○
	柿崎第1デイサービスセンターの利用時間の変更について	介護保険課	
	柿崎第2デイサービスセンターの指定管理者による管理について	介護保険課	○
	柿崎第2デイサービスセンターの利用時間の変更について	介護保険課	
	七ヶ農村公園の指定管理者による管理について	農村整備課	
	黒川農村公園の指定管理者による管理について	農村整備課	
	下黒川農村公園の指定管理者による管理について	農村整備課	
	柿崎マリンホテルハマナスの指定管理者による管理について	観光振興課	
	柿崎ハマナスふれあいセンターの指定管理者による管理について	観光振興課	
	柿崎漁港を直営管理とすることについて	林業水産課	
	七ヶ地区コミュニティセンターの市直営管理について	生涯学習推進課	
	柿崎区総合事務所庁舎改修事業の実施について	地域振興課	○
	柿崎在宅介護支援センターの廃止について	高齢者福祉課	
	柿崎地域包括支援センターの設置について	高齢者福祉課	
	基本健康診査の検査項目の統一及び自己負担金の改定について	健康づくり推進課	
	柿崎コミュニティプラザ整備基本構想及び基本計画について	地域振興課	
	市道百木住宅団地1号線の認定について	道路管理課	
	市道百木住宅団地2号線の認定について	道路管理課	
	上越市国民健康保険診療所条例の一部改正について	健康づくり推進課	
	柿崎就業改善センターの使用料等の改定について	産業振興課	
	上越市大出口公園の使用料還付規定の改定について	観光振興課	
	大出口荘の使用料の改定について	農政企画課	
	柿崎農業構造改善センターの使用料の改定について	農政企画課	
	かきざき福祉センターの利用料金の改定について	福祉課	
	七ヶ地区コミュニティセンターの使用料の改定について	生涯学習推進課	
	柿崎区における上越市立小・中学校体育施設等の使用料の改定等及び体育施設の使用料の改定について	体育課・次世代育成支援課	
	柿崎区における体育施設の使用料等の改定及び体育目的以外の使用の許可について	体育課	
	上越市柿崎総合体育館の使用料等の改定について	体育課	
	柿崎区における公民館の使用料等の改定について	公民館	
	大潟区 地域協議会	大潟デイサービスセンターやすらぎの家の指定管理者による管理について	介護保険課
大潟デイサービスセンターやすらぎの家の利用時間の変更について		介護保険課	
大潟デイサービスセンターやすらぎの家の休館日の変更について		介護保険課	
大潟老人福祉センターの指定管理者による管理について		高齢者福祉課	
大潟老人福祉センターの利用時間の変更について		高齢者福祉課	
大潟ふれあいセンターの利用時間の変更について		高齢者福祉課	

地域協議会名	諮問事項	担当課	附帯意見
大潟区 地域協議会	大潟ふれあいセンターの休館日の変更について	高齢者福祉課	
	はまっこ保育園の設置について	次世代育成支援課	
	大潟第一保育園の廃止について	次世代育成支援課	
	大潟児童館の設置について	次世代育成支援課	
	長崎地区多目的共同利用施設の指定管理者による管理について	農政企画課	
	大潟健康スポーツプラザ鶴の浜人魚館の指定管理者による管理について	観光振興課	
	大潟野外活動施設の指定管理者による管理について	生涯学習推進課	
	大潟コミュニティプラザ整備基本構想及び基本計画について	地域振興課	
	大潟漁港を直営管理とすることについて	林業水産課	
	市道渋柿浜遊光寺浜海岸線の認定について	道路管理課	
	大潟区の地域包括支援センターの設置について	高齢者福祉課	○
	基本健康診査の自己負担金の改定について	健康づくり推進課	
	長崎地区多目的共同利用施設の利用料金の改定について	農政企画課	
	大潟ふれあいセンター及び大潟老人福祉センターの使用料及び利用料金の改定について	高齢者福祉課	
	大潟デイサービスセンターやすらぎの家の利用料金等の改定について	介護保険課	
	大潟野外活動施設の利用時間の改定について	生涯学習推進課	
	大潟区における上越市立小・中学校体育施設等の使用料の改定等及び夜間照明施設の使用料の改定について	体育課・次世代育成支援課	
	大潟区における体育施設の使用料等の改定及び体育目的以外の使用の許可について	体育課	
大潟地区公民館の使用料等の改定について	公民館		
頸城区 地域協議会	くびきの里の指定管理者による管理について	介護保険課	
	くびきの里の利用時間の変更について	介護保険課	
	くびきの里の休館日の変更について	介護保険課	
	くびきふれあいセンターの指定管理者による管理について	高齢者福祉課	
	くびきふれあいセンターの利用時間の変更について	高齢者福祉課	
	くびきふれあいセンターの休館日の変更について	高齢者福祉課	
	頸城デイサービスセンターはながさの里の指定管理者による管理について	介護保険課	
	頸城デイサービスセンターはながさの里の利用時間の変更について	介護保険課	
	頸城デイサービスセンターはながさの里の休館日の変更について	介護保険課	
	頸城デイサービスセンター無憂の里の指定管理者による管理について	介護保険課	
	頸城デイサービスセンター無憂の里の利用時間の変更について	介護保険課	
	頸城デイサービスセンター無憂の里の休館日について	介護保険課	
	大池いこいの森ビジターセンターの指定管理者による管理について	農政企画課	

地域協議会名	諮問事項	担当課	附帯意見
頸城区 地域協議会	日本自然学習実践センターの指定管理者による管理について	農村整備課	
	鶉ノ木水辺広場（仮称）の設置について	農村整備課	○
	3歳未満児対象保育園の設置について	次世代育成支援課	○
	市道北浦4号線の認定について	道路管理課	
	茶臼山城跡公園の指定管理者による管理について	農村整備課	
	鶉ノ木水辺広場（仮称）の指定管理者による管理について	農村整備課	
	玄僧ふるさと村の指定管理者による管理について	林業水産課	
	新潟県南部産業団地内（頸城区下吉、上吉地内）の上越都市計画用途地域の変更及び地区計画の決定について	都市計画課	
	頸城在宅介護支援センターの廃止について	高齢者福祉課	
	くびきの里内の在宅介護支援センターの廃止について	高齢者福祉課	
	頸城地域包括支援センターの設置について	高齢者福祉課	
	黒井駅の整備内容（案）について	地域振興課	
	ふれあいグラウンドの利用時間の変更及び使用料の設定について	生涯学習推進課	
	基本健康診査の自己負担金の改定について	健康づくり推進課	
	くびき食彩工房の指定管理者の選定について	農政企画課	
	頸城コミュニティプラザ整備基本構想及び基本計画（案）について	地域振興課	
	ガス水道局頸城区営業所の統合について	ガス水道局総務課	
	坂口記念館の使用料の改定について	文化振興課	
	市道石神花ヶ崎線の廃止について	道路管理課	
	市道石神花ヶ崎線の認定について	道路管理課	
	大池いこいの森ビジターセンターの利用料金の改定について	農政企画課	
	くびき食彩工房の利用料金の改定について	農政企画課	
	くびきふれあいセンターの利用料金の改定について	高齢者福祉課	
	ユートピアくびきの使用料等の改定について	生涯学習推進課	
	頸城区における上越市立小・中学校体育施設等の使用料の改定等について	体育課・次世代育成支援課	
	上越市頸城明治野球場及び上越市頸城明治テニスコートの使用料等の改定並びに体育目的以外の使用の許可について	体育課	
	頸城区における公民館の使用料等の改定について	公民館	
	市道工業団地2号線の廃止について	道路管理課	
	市道工業団地2号線の認定について	道路管理課	
	吉川区 地域協議会	特別養護老人ホームほほ笑よしかわの里の指定管理者による管理について	介護保険課
吉川ゆったりの郷の指定管理者による管理について		高齢者福祉課	
福寿荘の指定管理者による管理について		高齢者福祉課	
福寿荘の利用時間の変更について		高齢者福祉課	
福寿荘の休館日の変更について		高齢者福祉課	
吉川デイサービスセンターあじさいの家の指定管理者による管理について		介護保険課	○
吉川デイサービスセンターあじさいの家の利用時間の変更について		介護保険課	

地域協議会名	諮問事項	担当課	附帯意見
吉川区 地域協議会	吉川デイサービスセンターあじさいの家の休館日の変更について	介護保険課	
	吉川デイサービスセンターうぐいすの里の指定管理者による管理について	介護保険課	○
	吉川デイサービスセンターうぐいすの里の利用時間の変更について	介護保険課	
	吉川デイサービスセンターうぐいすの里の休館日の変更について	介護保険課	○
	吉川ケーブルテレビ施設設置について	吉川区総合事務所	○
	原之町地区農村公園の指定管理者による管理について	農村整備課	
	丸滝地区農村公園の指定管理者による管理について	農村整備課	
	道の駅よしかわ杜氏の郷の指定管理者による管理について	観光振興課	
	吉川緑地等利用施設の指定管理者による管理について	観光振興課	
	吉川スカイトピア遊ランドの指定管理者による管理について	観光振興課	
	上越市吉川地域情報通信施設の廃止について	防災安全課	
	吉川区市道整備基金の創設について	道路建設課	
	吉川コミュニティプラザ整備基本構想及び基本計画について	地域振興課	
	吉川在宅介護支援センターの廃止について	高齢者福祉課	
	吉川地域包括支援センターの設置について	高齢者福祉課	
	基本健康診査の自己負担金の改定について	健康づくり推進課	
	上越市国民健康保険診療所条例の一部改正について	健康づくり推進課	
	ガス水道局吉川区営業所の統合について	ガス水道局総務課	
	市道稲場東線の認定について	道路管理課	
	上越市吉川物産館の使用料、使用料還付規定の改定について	観光振興課	
	吉川旭地区農業拠点センターの使用料の改定について	農政企画課	
	吉川多目的集会場の使用料の改定等について	農政企画課	
	福寿荘の利用料金の改定について	高齢者福祉課	
	吉川旭地域生涯学習センター及び源地域生涯学習センターの使用料の改定について	生涯学習推進課	
	吉川区における上越市立小・中学校体育施設等の使用料の改定等について	体育課・次世代育成支援課	
	吉川区における体育施設の使用料等の改定及び体育目的以外の使用の許可について	体育課	
	吉川区における公民館の使用料等の改定について	公民館	
吉川コミュニティプラザの設置について	地域振興課		
中郷区 地域協議会	中郷いきいきサロンの指定管理者による管理について	高齢者福祉課	
	中郷いきいきサロンの休館日の変更について	高齢者福祉課	
	中郷デイサービスセンターえんじゅの里の指定管理者による管理について	介護保険課	
	中郷デイサービスセンターえんじゅの里の利用時間の変更について	介護保険課	
	岡川地区コミュニティ供用施設の設置について	農政企画課	
	市道西ノ窪線の認定について	道路管理課	

地域協議会名	諮問事項	担当課	附帯意見
中郷区 地域協議会	市道西ノ窪1号線の廃止について	道路管理課	
	市道西ノ窪3号線の廃止について	道路管理課	
	片貝農村公園の指定管理者による管理について	農村整備課	
	市屋農村公園の指定管理者による管理について	農村整備課	
	稲荷山農村公園の指定管理者による管理について	農村整備課	
	二本木農村公園の指定管理者による管理について	農村整備課	
	中郷在宅介護支援センターの廃止について	高齢者福祉課	
	中郷地域包括支援センターの設置について	高齢者福祉課	
	片貝縄文資料館の設置について	生涯学習推進課	○
	基本健康診査の検査項目の統一及び自己負担金の改定について	健康づくり推進課	
	在宅複合型福祉施設の整備計画について	介護保険課	
	中郷コミュニティプラザ整備基本構想及び基本計画について	地域振興課	
	中郷岡沢農民研修センターの指定管理者の選定について	農政企画課	
	片貝地区農村集落多目的共同利用施設の指定管理者の選定について	農政企画課	
	四ツ屋地区農村集落多目的共同利用施設の指定管理者の選定について	農政企画課	
	中郷北部地区農村集落多目的共同利用施設の指定管理者の選定について	農政企画課	
	中郷南部地区農村集落多目的共同利用施設の指定管理者の選定について	農政企画課	
	松ヶ峯地区コミュニティ供用施設の指定管理者の選定について	農政企画課	
	中郷福田地区コミュニティ供用施設の指定管理者の選定について	農政企画課	
	中郷区における農村地区多目的集会所の利用料金の改定について	農政企画課	
	中郷いきいきサロンの利用料金の改定について	高齢者福祉課	
	は一とぴあ中郷の使用料等の改定について	生涯学習推進課	
	片貝地域生涯学習センターの使用料の改定について	生涯学習推進課	
	片貝縄文資料館の使用料の改定について	生涯学習推進課	
	中郷区における上越市立小・中学校体育施設等の使用料の改定等について	体育課・次世代育成支援課	
	上越市中郷総合運動公園及び上越市中郷運動広場の使用料等の改定並びに体育目的以外の使用の許可について	体育課	○
	上越市中郷総合体育館の使用料等の改定について	体育課	
板倉区 地域協議会	(仮称) 畷しんの里記念館の設置について	観光振興課	
	みやじまの里第一清心荘の指定管理者による管理について	介護保険課	
	みやじまの里第一清心荘の休館日の変更について	介護保険課	
	みやじまの里第二清心荘の指定管理者による管理について	介護保険課	
	みやじまの里第二清心荘の休館日の変更について	介護保険課	
	寺野ふれあい交流センターの指定管理者による管理について	次世代育成支援課	
	寺野ふれあい交流センターの使用料の変更について	次世代育成支援課	
市道稲増桜ヶ丘1号線の認定について	道路管理課		

地域協議会名	諮問事項	担当課	附帯意見
板倉区 地域協議会	市道稲増桜ヶ丘2号線の認定について	道路管理課	
	釜塚共同墓地の指定管理者による管理について	健康づくり推進課	
	青葉公園の指定管理者による管理について	農村整備課	
	緑ヶ丘公園の指定管理者による管理について	農村整備課	
	針町屋敷公園の指定管理者による管理について	農村整備課	
	パークみよし野の指定管理者による管理について	農村整備課	
	曾根田地区農村公園の指定管理者による管理について	農村整備課	
	高野地区農村公園の指定管理者による管理について	農村整備課	
	南中島地区農村公園の指定管理者による管理について	農村整備課	
	田屋地区農村公園の指定管理者による管理について	農村整備課	
	栗沢地区農村集落多目的広場の指定管理者による管理について	農村整備課	
	上関田地区農村集落多目的広場の指定管理者による管理について	農村整備課	
	猿供養寺地区農村集落多目的広場の指定管理者による管理について	農村整備課	
	久々野地区農村集落多目的広場の指定管理者による管理について	農村整備課	
	菰立地区農村集落多目的広場の指定管理者による管理について	農村整備課	
	沢田地区農村集落多目的広場の指定管理者による管理について	農村整備課	
	上久々野地区農村集落多目的広場の指定管理者による管理について	農村整備課	
	稲増地区農村集落多目的広場の指定管理者による管理について	農村整備課	
	米増地区農村集落多目的広場の指定管理者による管理について	農村整備課	
	下米沢地区農村集落多目的広場の指定管理者による管理について	農村整備課	
	山部地区農村集落多目的広場の指定管理者による管理について	農村整備課	
	板倉保養センターの指定管理者による管理について	観光振興課	○
	光ヶ原高原観光総合施設の指定管理者による管理について	観光振興課	
	板倉そば打ち体験交流施設いたくら亭の指定管理者による管理について	観光振興課	
	ゑしんの里記念館の指定管理者による管理について	観光振興課	
	光ヶ原みずばしょうの森の指定管理者による管理について	林業水産課	
	光ヶ原わさび田の森の指定管理者による管理について	林業水産課	
	板倉区統合保育園整備事業の今後の対応について	次世代育成支援課	○
	板倉コミュニティプラザ整備基本構想及び基本計画について	地域振興課	
	板倉区総合事務所庁舎改修事業の実施について	地域振興課	
	板倉在宅介護支援センターの廃止について	高齢者福祉課	
	板倉区の地域包括支援センターの設置について	高齢者福祉課	
	基本健康診査の自己負担金の改定について	健康づくり推進課	
光ヶ原みずばしょうの森の管理運営方法の変更について	林業水産課		
光ヶ原わさび田の森の管理運営方法の変更について	林業水産課		
光ヶ原高原観光総合施設の管理運営方法の変更について	観光振興課		

地域協議会名	諮問事項	担当課	附帯意見
板倉区 地域協議会	上越市国民健康保険診療所条例の一部改正について	健康づくり推進課	
	寺野ふれあい交流センターの利用料金の改定について	次世代育成支援課	
	保育所の設置及び廃止について	次世代育成支援課	
	育英プールの廃止について	次世代育成支援課	
	寺野地区冬期集落機能維持管理センター及び筒方地区冬期集落機能維持管理センターの使用料の改定について	道路管理課	
	板倉北部スポーツセンターの使用料の改定について	産業振興課	
	上越市ゑしんの里記念館の利用料金の改定について	観光振興課	
	上越市光ヶ原高原観光総合施設の入場料等還付規定の改定について	観光振興課	
	板倉農村環境改善センターの使用料の改定について	農政企画課	
	板倉農業者トレーニングセンターの使用料の改定について	農政企画課	
	板倉区における上越市立小・中学校体育施設等の使用料の改定等について	体育課・次世代育成支援課	
	板倉区における体育施設の使用料等の改定及び体育目的以外の使用の許可について	体育課	
	板倉地区公民館寺野分館の使用料等の改定について	公民館	
	清里区 地域協議会	清里開発総合センターの指定管理者による管理について	高齢者福祉課
清里開発総合センターの利用時間の変更について		高齢者福祉課	
清里開発総合センターの休館日の変更について		高齢者福祉課	
清里高齢者生活福祉センターの指定管理者による管理について		介護保険課	
清里高齢者生活福祉センターの利用時間の変更について		介護保険課	
清里高齢者生活福祉センターの休館日の変更について		介護保険課	
駒池地区休憩施設の指定管理者による管理について		農村整備課	
菅池・櫛池地区休憩施設の指定管理者による管理について		農村整備課	
櫛池隕石落下公園の指定管理者による管理について		農村整備課	
上中条地区うるおい施設の指定管理者による管理について		農村整備課	
梨平地区うるおい施設の指定管理者による管理について		農村整備課	
棚田地区うるおい施設の指定管理者による管理について		農村整備課	
荒牧地区うるおい施設の指定管理者による管理について		農村整備課	
清里区の地域包括支援センターの設置について		高齢者福祉課	
基本健康診査の自己負担金の改定について		健康づくり推進課	
清里コミュニティプラザ整備基本構想及び基本計画について		地域振興課	
上越市診療所条例の一部改正について		健康づくり推進課	
上越市国民健康保険診療所条例の一部改正について		健康づくり推進課	
きよさと会館の使用料の改定について		用地管財課	
上越市清里坊ヶ池湖畔公園の使用料還付規定の改定について		観光振興課	
上越市清里農村体験宿泊休憩施設の使用料還付規定の改定について		観光振興課	
清里活性化交流施設の使用料等の改定について		農村整備課	
清里開発総合センターの利用料金の改定について		高齢者福祉課	
櫛池地域生涯学習センターの使用料の改定について		生涯学習推進課	

地域協議会名	諮問事項	担当課	附帯意見
清里区 地域協議会	清里区における上越市立小・中学校体育施設等の使用料の改定等及び夜間照明施設の使用料の改定について	体育課・次世代育成支援課	
	上越市清里スポーツセンター及び上越市清里スポーツ公園の使用料等の改定、体育目的以外の使用の許可及び上越市清里プールの廃止について	体育課	
三和区 地域協議会	三和高齢者コミュニティセンターひなた荘の指定管理者による管理について	高齢者福祉課	
	三和デイサービスセンター美杉の里の指定管理者による管理について	介護保険課	○
	三和デイサービスセンター美杉の里の利用時間の変更について	介護保険課	
	三和デイサービスセンター美杉の里の休館日の変更について	介護保険課	
	すいせんの里の指定管理者による管理について	介護保険課	
	すいせんの里の利用時間の変更について	介護保険課	
	すいせんの里の休館日の変更について	介護保険課	
	番町農村公園（仮称）の設置について	農村整備課	
	上杉水辺親水広場（仮称）の設置について	農村整備課	
	里公水辺親水広場（仮称）の設置について	農村整備課	
	神田せせらぎ水路の指定管理者による管理について	農村整備課	
	島倉谷内池休憩広場の指定管理者による管理について	農村整備課	
	上杉水辺親水広場の指定管理者による管理について	農村整備課	
	番町農村公園の指定管理者による管理について	農村整備課	
	里公水辺親水広場の指定管理者による管理について	農村整備課	
	島倉会館の指定管理者による管理について	農政企画課	
	三和ネイチャーリングホテル米本陣の指定管理者による管理について	観光振興課	
	三和味の謎蔵の指定管理者による管理について	観光振興課	
	三和区の地域包括支援センターの設置について	高齢者福祉課	
	三和コミュニティプラザ整備基本構想及び基本計画について	地域振興課	
	基本健康診査の自己負担金の改定について	健康づくり推進課	
	よしだの谷内自然公園の設置について	農村整備課	
	三和自然環境体験交流館の指定管理者の選定について	農村整備課	
	市営三和住宅の設置について	建築住宅課	
	ガス水道局三和区営業所の統合について	ガス水道局総務課	
	島倉会館の利用料金の改定について	農政企画課	
	三和自然環境体験交流館の利用料金の改定について	農村整備課	
	三和保健センターの目的外使用の廃止について	健康づくり推進課	
	三和高齢者コミュニティセンターひなた荘の用途変更について	高齢者福祉課	
	三和ジュニア創作館の使用料等の改定について	生涯学習推進課	
三和区における上越市立小・中学校体育施設等の使用料の改定等及び夜間照明施設の使用料の改定について	体育課・次世代育成支援課		
三和区における体育施設の使用料等の改定及び体育目的以外の使用の許可について	体育課		
三和地区公民館の使用料等の改定について	公民館		

地域協議会名	諮問事項	担当課	附帯意見
名立区 地域協議会	椿寿苑の指定管理者による管理について	介護保険課	
	椿寿苑の利用時間の変更について	介護保険課	
	椿寿苑の休館日の変更について	介護保険課	
	岩屋堂うるおい広場の指定管理者による管理について	農村整備課	
	赤野俣農村公園の指定管理者による管理について	農村整備課	
	折居農村公園の指定管理者による管理について	農村整備課	
	折平農村公園の指定管理者による管理について	農村整備課	
	東蒲生田農村公園の指定管理者による管理について	農村整備課	
	不動農村公園の指定管理者による管理について	農村整備課	
	杉野瀬共同利用機械格納施設の指定管理者による管理について	農政企画課	
	うみてらす名立の指定管理者による管理について	観光振興課	
	上越市立名立地区公民館名立北分館の位置の変更について	公民館	
	名立区総合事務所庁舎改修事業の実施について	地域振興課	
	上越市立高田図書館名立分室の位置の変更について	高田図書館	
	椿寿苑内の在宅介護支援センターの廃止について	高齢者福祉課	
	椿寿苑内の地域包括支援センターの設置について	高齢者福祉課	
	名立コミュニティプラザ整備基本構想及び基本計画について	地域振興課	
	基本健康診査の自己負担金の改定について	健康づくり推進課	
	名立総合文化施設（仮称）整備計画について	生涯学習推進課	
	ガス水道局名立区営業所の統合について	ガス水道局総務課	○
	上越市シーサイドパーク名立の使用料、使用料還付規定の改定について	観光振興課	
	円田荘の使用料の改定について	農政企画課	
	名立区における地域生涯学習センター条例の使用料の改定について	生涯学習推進課	
	名立区における上越市立小・中学校体育施設等の使用料の改定等について	体育課・次世代育成支援課	
	名立区における体育施設の使用料等の改定、体育目的以外の使用の許可及び上越市名立プールの廃止について	体育課	
	名立区における公民館の使用料等の改定について	公民館	

## 地域協議会が答申に付けた附帯意見一覧

地域協議会名	安塚区地域協議会
諮問事項	上越市安塚B & G海洋センター及び上越市安塚和田スポーツ公園の使用料等の改定並びに体育目的以外の使用の許可について
附帯意見	グラウンドの照明使用料について、大人・子供一律ではなく、特に子供の利用については、児童の健全育成や少年野球・サッカー等のスポーツ振興の観点から、減免を図るよう再検討ください。
地域協議会への通知	作成中

地域協議会名	浦川原区地域協議会
諮問事項	浦川原高齢者生活福祉センターの指定管理者による管理について
附帯意見	<p>浦川原高齢者生活福祉センターの指定管理者による管理について、適当と認めます。なお、下記のとおり要望します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 制度上では指定管理者選定委員会において答申した後、市議会の議決を経て指定することになるが、その前段として当該施設の地域住民の意見を聴取する目的の諮問であると理解する。</li> <li>2. そのため、委員相互の情報の共有化を図り共通認識を高めることが不可欠であると判断し、審議に必要となる資料の追加提出を求めながら議論してきたところである。</li> <li>3. また、旧浦川原村社会福祉協議会が当地域の社会福祉の中核として活動してきたことは評価できるが、上越市社会福祉協議会に併合された新たな体制のもとで、これまでの地域福祉活動が発展的に遂行されるのか危惧する意見もある。</li> <li>4. よって、この度の諮問の選定理由にあるとおり、市社会福祉協議会の福祉事業と当該施設の福祉サービスを一体的に展開することが地域福祉の向上になるとの主張をもっともな事として了承すると同時に、この主張が実現されるよう市として責任ある対応と指導を行うようお願いしたい。</li> <li>5. なお、社会福祉協議会の活動については、市民から理解されるようより一層の情報提供に努め、市民に開かれた組織、活動となるよう要望する。</li> </ol>
地域協議会への通知	諮問した業務について指定管理者に管理を行わせることとし、市議会6月定例会に条例案を提出する。また、諮問のとおり指定管理者を選定する。

地域協議会名	大島区地域協議会
諮問事項	大島生活改善センターの指定管理者による管理について
附帯意見	<p>大島生活改善センターの指定管理者による管理について、適当と認めます。なお、当協議会では、「現受託者を中心に組織される運営協議会」として、大島地区の全7町内会で組織されている既存の大島地区振興協議会がその機能を担うとの認識で一致いたしましたことを申し添えます。</p>
地域協議会への通知	<p>諮問した業務について指定管理者に管理を行わせることとし、市議会9月定例会に条例案を提出する。また、答申に添えられた意見に則り、指定管理者には大島地区振興協議会を選定する。</p> <p><b>【理由】</b> 指定管理者の選定にあたっては、現受託者を中心に新たに施設運営協議会を組織して、この団体を選定する予定であったが、大島地区の全7町内会からなる既存の大島地区振興協議会を選定することが、より適当であるため。</p>

地域協議会名	大島区地域協議会
諮問事項	大島旭農村環境改善センターの指定管理者による管理について
附帯意見	大島旭農村環境改善センターの指定管理者による管理について、適当と認めます。 なお、当協議会では、「現受託者を中心に組織される運営協議会」として、旭地区の全4町内会で組織されている既存の旭地区協議会がその機能を担いとうとの認識で一致いたしましたことを申し添えます。
地域協議会への通知	諮問した業務について指定管理者に管理を行わせることとし、市議会9月定例会に条例案を提出する。また、答申に添えられた意見に則り、指定管理者には旭地区協議会を選定する。 【理由】 指定管理者の選定にあたっては、現受託者を中心に新たに施設運営協議会を組織して、この団体を選定する予定であったが、旭地区の全4町内会からなる既存の旭地区協議会を選定することが、より適当であるため。

地域協議会名	大島区地域協議会
諮問事項	菖蒲農村環境改善センターの指定管理者による管理について
附帯意見	菖蒲農村環境改善センターの指定管理者による管理について、適当と認めます。 なお、当協議会では、「現受託者を中心に組織される運営協議会」として、菖蒲地区の全4町内会で組織されている既存の菖蒲地区振興協議会がその機能を担いとうとの認識で一致いたしましたことを申し添えます。
地域協議会への通知	諮問した業務について指定管理者に管理を行わせることとし、市議会9月定例会に条例案を提出する。また、答申に添えられた意見に則り、指定管理者には菖蒲地区振興協議会を選定する。 【理由】 指定管理者の選定にあたっては、現受託者を中心に新たに施設運営協議会を組織して、この団体を選定する予定であったが、菖蒲地区の全4町内会からなる既存の菖蒲地区振興協議会を選定することが、より適当であるため。

地域協議会名	大島区地域協議会
諮問事項	大島若者交流会館の指定管理者による管理について
附帯意見	大島若者交流会館の指定管理者による管理について、適当と認めます。 なお、当協議会では、「現受託者を中心に組織される運営協議会」として、保倉地区の全9町内会で組織されている既存の保倉地区振興協議会がその機能を担いとうとの認識で一致いたしましたことを申し添えます。
地域協議会への通知	諮問した業務について指定管理者に管理を行わせることとし、市議会9月定例会に条例案を提出する。また、答申に添えられた意見に則り、指定管理者には保倉地区振興協議会を選定する。 【理由】 指定管理者の選定にあたっては、現受託者を中心に新たに施設運営協議会を組織して、この団体を選定する予定であったが、保倉地区の全9町内会からなる既存の保倉地区振興協議会を選定することが、より適当であるため。

地域協議会名	大島区地域協議会
諮問事項	大島区における地域生涯学習センターの使用料の改定について
附帯意見	大島区における地域生涯学習センターの使用料の改定について、大島地域生涯学習センターを除く施設については、適当と認めます。 大島地域生涯学習センターは、ゲートボール場としての利用がほとんどでコートマットも取り外すことはできない状況にあります。 このようなことから、部屋区分の「体育館」を「ゲートボールコート」として、他の屋内ゲートボール場と同じ使用料とすることが適当であるとの認識で一致しましたので申し添えます。
地域協議会への通知	作成中

地域協議会名	牧区地域協議会
諮問事項	ガス水道局牧区営業所の統合について
附帯意見	<p>平成18年2月9日付けガス第294号で諮問の牧諮第18号：ガス水道局牧区営業所の統合について、適当と認めます。</p> <p>なお、営業所の統合に当たり、サービスの低下を招かないことを最優先に十分考慮くださるよう下記の3項目について要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 区内に担当職員がいないことへの住民の不安解消のため、地理、地形、配管や区の状況に熟知した職員の配置をお願いしたい。</li> <li>2. 牧区住民から苦情、要望等があった場合は、営業所の配置や職員体制の再検討をいただきたい。</li> <li>3. 水は牧区の象徴であり、牧区の水道は「おいしい水」として区の誇りである。将来にわたって牧区住民のために水源の確保をしていただきたい。</li> </ol>
地域協議会への通知	<p>諮問のとおり、平成18年4月1日付けで牧区営業所と清里区営業所を統合することとし、統合後は「南部営業所」として清里区総合事務所内に設置する。</p> <p>なお、要望があった3項目についてはサービスの低下を招かないことを最優先に十分尊重する。</p>

地域協議会名	柿崎区地域協議会
諮問事項	柿崎第1デイサービスセンターの指定管理者による管理について
附帯意見	<p>柿崎第1デイサービスセンターの指定管理者による管理について、適当と認めます。</p> <p>なお、当協議会では、当該施設における業務内容及びサービス水準の現状は、極めて良好であるとの認識で一致しており、指定管理者の選定にあたっては、サービスの低下を招かないことを最優先に十分考慮くださるよう要望いたします。</p>
地域協議会への通知	<p>諮問した業務について指定管理者に管理を行わせることとし、市議会6月定例会に条例案を提出する。また、諮問のとおり指定管理者を選定する。</p>

地域協議会名	柿崎区地域協議会
諮問事項	柿崎第2デイサービスセンターの指定管理者による管理について
附帯意見	<p>柿崎第2デイサービスセンターの指定管理者による管理について、適当と認めます。</p> <p>なお、当協議会では、当該施設における業務内容及びサービス水準の現状は、極めて良好であるとの認識で一致しており、指定管理者の選定にあたっては、サービスの低下を招かないことを最優先に十分考慮くださるよう要望いたします。</p>
地域協議会への通知	<p>諮問した業務について指定管理者に管理を行わせることとし、市議会6月定例会に条例案を提出する。また、諮問のとおり指定管理者を選定する。</p>

地域協議会名	柿崎区地域協議会
諮問事項	柿崎区総合事務所庁舎改修事業の実施について
附帯意見	<p>柿崎区総合事務所庁舎改修事業の実施について、適当と認めます。</p> <p>なお、当協議会では、新市建設計画における地域事業の取り扱いについて、次のとおり要望します。</p> <p>1. 新市建設計画における地域事業については、合併協議において「各市町村の総合計画等に位置付けられた共通事業以外の事業で、各市町村の地域特性をいかした事業や地域課題に対応する事業」及び「市町村間の行政サービスの水準の均衡を図るための施設の整備」に資する事業として位置付けられています。</p> <p>当協議会では、諮問を受けた改修事業が、この方針に適合するものか否かが論点となり、さらに今後もこのような事案が発生し、同様の取り扱いとなった場合の他の地域事業への影響を懸念する意見が多く出されました。</p> <p>地域事業については、地域の将来にかかわる重要施策として地域住民の関心も高く、また予算規模も限られていることから、地域事業の改変を要す事案の取り扱いについては、普通建設事業費と経常経費の区分等を十分考慮され、慎重に対処くださるよう要望します。</p> <p>2. 新市建設計画については、財政状況との整合を図るため、計画策定後概ね5年を目途に見直しに向けた検討を行うことになっていますが、先般、再計算による地域事業費の確定配分額が示され、また、合併により地域事情等も今後大きく変化していくことが予想されます。このような状況を踏まえ、より住民ニーズに即した実効性の高い新市建設計画とするべく、事業内容を含めた見直し検討作業を早期に実施（前倒し実施）するよう要望します。</p>
地域協議会への通知	<p>柿崎区総合事務所庁舎改修事業につきましては、諮問のとおり実施いたします。</p> <p>なお、答申にあります要望事項については、次のとおり回答いたします。</p> <p>1 新市建設計画における地域事業については、合併協議において「各市町村の総合計画等に位置付けられた共通事業以外の事業で、各市町村の地域特性をいかした事業や地域課題に対応する事業」及び「市町村間の行政サービスの水準の均衡を図るための施設の整備」に資する事業として位置付けられています。</p> <p>当協議会では、諮問を受けた改修事業が、この方針に適合するものか否かが論点となり、さらに今後もこのような事案が発生し、同様の取り扱いとなった場合の他の地域事業への影響を懸念する意見が多く出されました。</p> <p>地域事業については、地域の将来にかかわる重要施策として地域住民の関心も高く、また予算規模も限られていることから、地域事業の改変を要す事案の取り扱いについては、普通建設事業費と経常経費の区分等を十分考慮され、慎重に対処くださるよう要望します。</p> <p><b>【回答】</b></p> <p>ご指摘のとおり、新市建設計画における地域事業については、合併協議において「各市町村の総合計画等に位置付けられた共通事業以外の事業で、各市町村の地域特性をいかした事業や地域課題に対応する事業」及び「市町村間の行政サービスの水準の均衡を図るための施設の整備」に資する事業として位置付けられています。</p> <p>また、新市建設計画における地域事業の各市町村の事業費については、まず合併後10年間の普通建設事業に充当可能な一般財源を算出するため、国・県補助金をはじめとする特定財源を控除し、自主財源のみで実施可能な事業費枠を把握し、そこから各区のコミュニティ・</p>

プラザ整備費用を控除した事業費を標準財政規模などで按分したものを、配分基準額としております。さらに、その配分基準額から各市町村の財政調整基金や起債償還額等を加算・控除し、コミュニティ・プラザ整備のための費用や中郷区の防衛施設関連交付金などの地域特定財源を旧 13 町村の配分基準額に加算し、最終的な地域事業の事業費配分額を決めております。

したがいまして、今後も、合併協議での総意のもと決定した地域事業の位置付けや地域事業費の配分基準を考慮した上で、実施する事業の目的を精査し、地域事業としての区分を明確にしたうえで地域協議会にお諮りしたいと考えております。

- 2 新市建設計画については、財政状況との整合を図るため、計画策定後概ね5年を目途に見直しに向けた検討を行うことになっていますが、先般、再計算による地域事業費の確定配分額が示され、また、合併により地域事情等も今後大きく変化していくことが予想されます。このような状況を踏まえ、より住民ニーズに即した実効性の高い新市建設計画とするべく、事業内容を含めた見直し検討作業を早期に実施（前倒し実施）するよう要望します。

**【回答】**

新市建設計画の見直しにつきましては、合併協議において、財政状況との整合を図るため、計画策定後5年を目途に見直しに向けた検討を行うこととしておりますが、これはあくまで普通建設事業費の全体枠を見直すものであり、新市建設計画に登載されている個別事業の見直しを行うものではありません。

しかし、合併協議で総意のもとで決めたルールを最大限尊重する中で、新しい上越市のまちづくりの理念や、進むべき方向性の視点から、その時々で最良の事業を選択し、実施していくことも当然のことです。また、地域事業についても、常にそのような視点で検証し、住民の皆様とも議論しながら推進してまいりたいと考えております。

また、今後の手順につきましては、このたびの第5次総合計画の改定において、個々の地域事業についての位置付けをまずは明確にするとともに、基本計画の策定の段階において、それぞれの地域協議会で議論を深めていただき、その中で変更の必要が生じたときには、合併協議や「地域自治区の設置に関する協議書」に定められた所定の手続きを経て、変更するものと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

地域協議会名	大潟区地域協議会
諮問事項	大潟区の地域包括支援センターの設置について
附帯意見	大潟区の地域包括支援センターの設置について、適当と認めます。なお、設置位置については大潟保健センター内に設置し住民の利便性を高めるべきとの意見もありました。
地域協議会への通知	諮問のとおり大潟区の地域包括支援センターを設置することとし、その業務を委託する。 ただし、設置位置については、大潟保健センター内に設置し住民の利便性を高めるべきというご意見もありましたので、利用については今後も住民の皆さんにご不便をかけないよう配慮してまいりたいと考えております。

地域協議会名	頸城区地域協議会
諮問事項	鶉ノ木水辺広場（仮称）の設置について
附帯意見	鶉ノ木水辺広場（仮称）の設置について、適当と認めます。なお、外来魚種が確認されていると聞いているので、本来の生態系に影響が出ないような対策を検討していただきたい。
地域協議会への通知	諮問のとおり鶉ノ木水辺広場（仮称）を設置することとし、施設名について地元集落との協議及び小学生を対象とした公募を予定しているため、市議会9月定例会に条例案を提出する。 また、外来魚種については詳細な調査を実施し、排除するなどの対策を講じる。

地域協議会名	頸城区地域協議会
諮問事項	3歳未満児対象保育園の設置について
附帯意見	3歳未満児対象保育園の設置について、適当と認めます。なお、職員の配置に当たっては、専任の責任者を置いていただきたい。 名称については「くびきひよこ園」としていただきたい。
地域協議会への通知	諮問のとおり3歳未満児対象の保育園を「くびきひよこ園」という名称で設置することとし、市議会6月定例会に条例案を提出する。なお、職員については、保育園の業務が円滑に行われるよう適正に配置する。

地域協議会名	吉川区地域協議会
諮問事項	特別養護老人ホームほほ笑よしかわの里の指定管理者による管理について
附帯意見	特別養護老人ホームほほ笑よしかわの里の指定管理者による管理について、適当と認めます。なお、事業者の公募に当たっては、入所者に急激な環境の変化等による精神的負担を与えないためにも、現職員の再雇用を条件とすること。
地域協議会への通知	諮問した業務について指定管理者に管理を行わせることとし、市議会6月定例会に条例案を提出する。また、諮問のとおり指定管理者を選定する。

地域協議会名	吉川区地域協議会
諮問事項	吉川デイサービスセンターあじさいの家の指定管理者による管理について
附帯意見	吉川デイサービスセンターあじさいの家の指定管理者による管理について、適当と認めます。なお、事業者の公募に当たっては、利用者に環境の変化等で負担を与えないためにも、現職員の再雇用を条件とすること。
地域協議会への通知	諮問した業務について指定管理者に管理を行わせることとし、市議会6月定例会に条例案を提出する。また、諮問のとおり指定管理者を選定する。

地域協議会名	吉川区地域協議会
諮問事項	吉川デイサービスセンターうぐいすの里の指定管理者による管理について
附帯意見	吉川デイサービスセンターうぐいすの里の指定管理者による管理について、適当と認めます。なお、事業者の公募に当たっては、利用者に環境の変化等で負担を与えないためにも、現職員の再雇用を条件とすること。
地域協議会への通知	諮問した業務について指定管理者に管理を行わせることとし、市議会6月定例会に条例案を提出する。また、諮問のとおり指定管理者を選定する。

地域協議会名	吉川区地域協議会
諮問事項	吉川デイサービスセンターうぐいすの里の休館日の変更について
附帯意見	吉川デイサービスセンターうぐいすの里の休館日の変更について、適当と認めます。なお、実施に当たっては、当該施設は中山間地に位置しており、年中無休を望んでいるかは未知数であるが、利用者並びに地域の意向を反映して弾力的に運用すること。
地域協議会への通知	諮問のとおり休館日を変更することとし、市議会6月定例会に条例案を提出する。

地域協議会名	吉川区地域協議会
諮問事項	吉川ケーブルテレビ施設設置について
附帯意見	吉川ケーブルテレビ施設設置について、適当と認めます。なお、施設整備後の管理運営の一部を吉川町有線放送農業協同組合に業務委託を行うこと。
地域協議会への通知	吉川ケーブルテレビ施設設置について、諮問のとおり市議会6月定例会に上越市ケーブルテレビ施設条例の一部改正案を提出する。

地域協議会名	中郷区地域協議会
諮問事項	片貝縄文資料館の設置について
附帯意見	片貝縄文資料館の設置について、適当と認めます。なお、次の2点について意見を付すものとします。 (1) 本施設の有効利用を促すため、特に1階のコミュニティフロアの利用については地域住民が施設の周辺整備を行っている実態を加味し、地域の各種団体の使用料金について減免措置を講じていただきたい。 (2) また、青少年にとって魅力ある資料館となるよう、特段の配慮をお願いしたい。
地域協議会への通知	(1) 本施設の有効利用を促すため、特に1階のコミュニティフロアの利用については地域住民が施設の周辺整備を行っている実態を加味し、地域の各種団体の使用料金について減免措置を講じていただきたい。 <b>【回答】</b> ○ 片貝縄文資料館の使用料減免については、①市が主催する場合、②市が共催する場合、③その他市長が必要と認める場合は、使用料の免除または減額をいたします。 なお、③その他市長が必要と認める場合とは、社会教育団体の認定を受けた団体が使用する場合などの減免措置であり、地域の各種団体に対しては、それぞれが減免基準に適合するかどうかを確認し、既存の減免基準で対応することとしています。 (2) 青少年にとって魅力ある資料館となるよう、特段の配慮をお願いしたい。 <b>【回答】</b> ○ 県の有形文化財に指定されている籠峰遺跡からの出土品を始めとした貴重な文化財もあり、学習室や研修室を利用して、縄文講座や土器づくりなど広く市民に周知し、片貝縄文資料館の利用を促進します。

地域協議会名	中郷区地域協議会
諮問事項	上越市中郷総合運動公園及び上越市中郷運動広場の使用料等の改定並びに体育目的以外の使用の許可について
附帯意見	平成19年1月11日付け上教体第63号9で諮問の中諮第32号のうち上越市中郷総合運動公園の使用料等の改定並びに体育目的以外の使用の許可については、適当と認めます。 但し、上越市中郷運動広場の使用料等の改定については、下記理由により適当でないものと考えます。 <b>【理由】</b> 上越市中郷運動広場については、現在、体育施設としての維持管理に難があり、そのため体育施設としての使用実態も希少であることから、使用料を徴収することについては適当でないものと考えます。
地域協議会への通知	作成中

地域協議会名	板倉区地域協議会
諮問事項	板倉保養センターの指定管理者による管理について
附帯意見	板倉保養センターの指定管理者による管理について、適当と認めます。 なお、指定管理者による管理に関する条例改正に併せ、温泉利用回数券について、条例に明記することを要請します。
地域協議会への通知	諮問した業務について指定管理者に管理を行わせることとし、市議会9月定例会に条例案を提出する。また、諮問のとおり指定管理者を選定する。 ただし、温泉利用回数券について条例に明記することにつきましては、利用料金体系の一つとして指定管理者が市長の承認を得れば発行することができることから、指定管理者の経営の自由度・自主性を尊重する立場から、条例に明記しないこととします。

地域協議会名	板倉区地域協議会
諮問事項	板倉区統合保育園整備事業の今後の対応について
附帯意見	当該事業に係る国県支出金見込額の減少や事業費の増加により、財源に不足が生じるとのことであるが、統合保育園整備事業については住民の強い要望を踏まえ、旧板倉町議会においてもその必要性を承認した経緯などから、次世代を担うこととなる乳幼児保育の施設整備について、全委員がその必要性に賛同するところである。 このことから市の当初計画どおりに統合保育園整備事業を進めることとし、不足する財源については、板倉区における他の地域事業への影響が最小限となるよう配慮し進められたい。 なお、当該事業の実施にともない財源が不足することとなった経緯等について、板倉区民へ情報提供し理解を求めること及び、厨房エリアにおける熱エネルギーのIH（電磁）方式は電磁波障害も懸念されることから、電磁波による人体への影響について調査、検討することを要望する。
地域協議会への通知	板倉区統合保育園整備事業については、国県補助金が削減され事業費も増額となりましたが、旧板倉町において設計した計画を市に引き継いだものであり、保育園としても十分な機能を備えているほか、子育て支援センターや放課後児童クラブの機能とあわせ、地域開放スペースも含まれており、複合施設として地域活性化に資することが期待できることから、当初計画どおり事業を進めることとし、市議会9月定例会に関係予算の補正を提出した。 なお、減額される補助金分などに相当する財源については、過疎債や合併協議で定められた区固有の地域事業用の基金財源をもって充てる予定である。また、地域事業計画の見直しにあわせて、減額された補助金分などを地域事業の中でどのように調整するか具体的な検討を行い、再度、地域協議会に諮る予定である。 さらに、統合保育園整備に当たり、財源不足となった経緯や今後の事業計画などについて住民を対象に説明会を開催するとともに、厨房におけるIH（電磁）調理機器の選定に当たっては、人体への影響について調査・検討したうえで機種を選定する。

地域協議会名	三和区地域協議会
諮問事項	三和デイサービスセンター美杉の里の指定管理者による管理について
附帯意見	指定管理者制度による指定管理者が行う業務は適当と認めます。なお、指定管理者の選定においては、「美杉の里」は「すいせんの里」と隣接しているとともに、現在「社会福祉協議会」が一体的に管理運営している施設であることから、「すいせんの里」同様に、「公募せずに現受託者をそのまま指定することが適当」という意見を付して答申いたします。
地域協議会への通知	諮問した業務については指定管理者に管理を行わせることとし、市議会6月定例会に条例案を提出する。また、答申を踏まえ選定する。

地域協議会名	名立区地域協議会
諮問事項	ガス水道局名立区営業所の統合について
附帯意見	ガス水道局名立区営業所の統合について、相当と認めます。なお、名立区総合事務所での水道料金取り扱い事務と水漏れなどの事故や緊急時への迅速かつ的確な対応についてご配慮願います。
地域協議会への通知	諮問のとおり、平成19年4月1日付けで名立区営業所をガス水道局本局へ統合する。なお、要望があった「名立区総合事務所での水道料金取り扱い事務」、「漏水などの事故や緊急時への迅速かつ的確な対応」については十分配慮する。

## 地域協議会が自主的に審議した事項一覧

### ○地域協議会が自主的に審議した事項

(◎…市に意見書(要望書)として提出されているもの)

地域協議会名	審議事項
安塚区地域協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎上越市緊急苗代消雪促進対策事業について</li> <li>◎安塚区内における携帯電話の非通話地域解消について</li> <li>◎子育て支援センターの開設時間延長について</li> <li>◎昆虫館について</li> <li>◎安塚郵便局の業務合理化(無集配化等)への対応について</li> <li>・上越市消防団安塚方面隊の早急な分団再編等の検討について</li> </ul>
浦川原区地域協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎区の防災対応について</li> <li>◎情報格差是正対策について</li> <li>・集落づくり計画支援について</li> <li>◎浦川原区における防災行政無線の今後について</li> <li>・建設業等との災害協定について</li> <li>・災害時に向けた個人情報把握について</li> <li>・自主防災組織の結成推進について</li> <li>・防災活動に取り組む任意団体の育成と連携について</li> <li>・携帯電話の不感地域解消事業の推進について</li> </ul>
大島区地域協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎大島区における市行造林の保育管理について</li> <li>・通学道路の街灯設置について</li> <li>◎ほくほく線電車の高田駅乗り入れについて</li> <li>・地域自治区及び地域協議会の恒久的設置について</li> <li>・大島区の地域情報化について</li> </ul>
牧区地域協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎牧区の産業振興について</li> <li>(◎牧湯の里深山荘について、◎気象観測点の増設について、◎市道の維持管理に伴う道路補修員の設置について、の計3つの意見書を提出。)</li> <li>・牧区における施設整備基金について</li> <li>・コミュニティプラザの整備について</li> </ul>
柿崎区地域協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎し尿汲み取り料の支払方法について</li> <li>◎ごみ袋の改善について</li> <li>・柿崎区の安心、安全対策について</li> <li>◎海岸の侵食と保全対策について</li> <li>・総合事務所の機能について</li> <li>・コミュニティプラザ整備事業について</li> <li>・柿崎高校の福祉科新設について</li> <li>・事務事業の再点検について</li> <li>・新市建設計画事業について</li> <li>◎防災行政無線「個別受信機」故障中の対応について</li> <li>・自主防災組織の早期組織化について</li> <li>・市及び柿崎区の防災体制の確立について</li> <li>・燃やせるごみ指定袋の販売収益金の活用について</li> <li>◎柿崎区における保育園、小・中学校の今後の在り方について</li> <li>※「し尿汲み取り料の支払方法について」「ごみ袋の改善について」「防災行政無線「個別受信機」故障中の対応について」の3件については、区総合事務所あての意見書です。</li> </ul>

地域協議会名	審議事項
大潟区地域協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎大潟海岸の侵食対策と護岸の整備について</li> <li>◎県道犀潟柿崎線「新堀橋」(大潟区犀潟～渋柿浜)の架け替え事業について</li> <li>◎海岸の保安林内の「松」の立ち枯れ対策について</li> <li>◎電源立地地域対策事業について</li> <li>◎「独立行政法人国立病院機構さいがた病院」における医療観察法にもとづく指定入院医療機関の設置について</li> <li>◎公共下水道の受益者負担金について</li> <li>◎民具等の維持保管及び有効活用について</li> </ul>
頸城区地域協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新市建設計画における地域事業について</li> <li>・黒井駅南口整備事業について</li> <li>・電源立地交付金について</li> <li>・地域事業の見直しについて</li> </ul>
吉川区地域協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティプラザ整備計画(案)について</li> <li>・吉川コミュニティプラザ実施設計について</li> <li>・防犯・防災組織について</li> <li>・子育て支援について</li> <li>・農業問題について</li> </ul>
中郷区地域協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎中郷区における子育て支援について</li> <li>・ひばり荘の運営状況について</li> <li>◎降雪時の安全安心なまちづくりについて</li> <li>※当意見書については、市長あて及び区総合事務所長あての計2つの意見書があります。</li> <li>・情報格差是正(ブロードバンド環境整備)について</li> </ul>
板倉区地域協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎不審者による事故防止に市バス(保育園バス)を活用することについて</li> <li>・旧寺野小学校2階の空教室の活用について</li> <li>◎総合事務所の権限強化について</li> <li>・地域協議会委員の選出方法について</li> <li>・板倉中央線道路拡幅について</li> <li>・光ヶ原高原観光のあり方について</li> <li>・ガス水道局板倉区営業所の統合について</li> <li>◎県道三和新井線の拡幅改良について</li> </ul>
清里区地域協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・櫛池地域生涯学習センターの利活用について</li> <li>・ごみ・環境問題について</li> <li>・山荘京ヶ岳の運営について</li> <li>◎地上デジタルテレビ放送への対応について</li> <li>・観光振興について</li> <li>・越後田舎体験推進協議会への加入について</li> <li>・コミュニティプラザの見直しについて</li> </ul>
三和区地域協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三和区の学校と地域の連携について</li> <li>◎三和区における歩道の整備について</li> <li>・払沢地内旧三和牧場跡地利用について</li> <li>・宮崎新田産業廃棄物木くず(第1処理区)整形後の被覆対応について</li> <li>◎三和区宮崎新田地内の新潟県行政代執行後の成形廃棄物処理について</li> </ul>
名立区地域協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎名立区の防災対策について</li> <li>・コミュニティプラザの整備構想について</li> <li>・総合文化施設の計画概要について</li> <li>・名立駅の管理について</li> <li>・名立区の次代を担う青少年・人材の育成について</li> <li>・観光施設の安全対策と観光振興計画について</li> </ul>

○意見書（要望書）内容

【安塚区地域協議会】

題名	上越市緊急苗代消雪促進対策事業について
意見書内容	事業実施の基準日が4月1日となっていますが、田植え時期が例年よりも遅れることが懸念されるため、できるだけ前倒しで（例えば基準日を3月25日にするなど）、実施をお願いするとともに、地域事情を十分勘案の上、区ごとにできるだけ柔軟な対応ができるよう配慮をお願いします。
意見書回答	<p>○今回の上越市緊急苗代消雪促進対策事業は、緊急かつ迅速な対応が求められ、必要な予算措置に関しましては、平成17年度予算の予備費を充用することとしておりますことから、予算執行上新年度の始まる4月1日を基準日としたものであります。</p> <p>○実際の適応に当たりましては、地域の実情を勘案し、基準日前での事業実施であっても、基準日現在において積雪が100cm以上あることが確認できれば、補助対象とするなど、臨機応変に対応するよう各区総合事務所に指示しております。</p> <p>○今回の実施状況や実績を参照として、基準日の設定や条件設定など実情に合わせた改正が必要であれば対応してまいりたいと考えております。</p>

【安塚区地域協議会】

題名	安塚区内における携帯電話の非通話地域解消について
意見書内容	安塚区内において、未だに携帯電話の非通話地域が数多くあることから、アンテナ基地局の設置等、非通話地域解消に向けた取り組みを積極的に推進されますよう、特段の配慮をお願いいたします。
意見書回答	<p>携帯電話は、生活に欠かせない機器の一つとして、その必要性は十分認識しております。</p> <p>安塚区内における携帯電話の非通話地域の解消につきまして、事業者に対するアンテナ基地局の設置要望を実施してまいりましたが、世帯数の少ない不採算地域では設置できないとのことでした。</p> <p>安塚区では、新市建設計画における地域事業として、平成19年度を目途に移動通信用鉄塔施設の整備を予定しており、並行して、事業者への更なる要望も行ってまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p>

【安塚区地域協議会】

題名	子育て支援センターの開設時間延長について
意見書 内 容	<p>「安塚子育てひろば」（子育て支援センター）は、子育てをする親の悩み相談、情報交換等のため、安塚中学校地域交流室内に併設されています。平成17年3月までは終日開設されていましたが、合併協議の結果、制度統一のため、平成17年4月から午前中のみとなり開設時間が短縮されました。午前中の開設だけでは利用者にとって不便であり、夕方までの延長開設をお願いするものです。</p> <p>本件については、平成17年6月21日安塚コミュニティプラザで開催された、貴職と市民との対話集会でも取り上げられ、この際貴職は「今後は、ニーズや需要などを勘案しながら検討し、見直していく必要がある」と回答されています。</p> <p>平成16年度の利用実績や利用者アンケートなどからも、終日開設のニーズがあるものと認められます。喫緊の課題である少子化対策の上から、また働きながら子育てをしている母親たちの支えとなっている当該施設の有効活用を図る上でも、「安塚子育てひろば」の終日開設は必要不可欠であると、この春から5回の会議を重ね、本日ようやく当協議会委員全員一致で判断いたしました。</p> <p>合併協議での決定事項ではありますが、以上をご賢察いただき、特段のご配慮をお願いいたします。</p>
意見書 回 答	<p>子育てひろばは、親子の遊びの場、保護者同士の交流の場として利用できるほか、育児相談等を行い、子育てに対する不安を緩和し、地域全体で子育てを支援することを目的として実施しております。平成16年度で2か所、平成17年度で3か所を新たに開設し、現在18か所で実施しております。また、子育てひろばの主な利用者は3歳未満の未就園児であり、午後は睡眠をとる子どもが多いことから、午前中のみの開設としております。開設時間については、合併協議の上でも上越市に統一することで合意されており、皆様にも一定の理解を得られていると考えております。</p> <p>しかし、合併前の安塚子育てひろばは安塚中学校の交流室を会場として、一日開設しており、結果的に開設時間が短縮されることとなってしまいました。また、安塚中学校の交流室は、子育てひろばのみではなく、高齢者の皆さんや中学生が子供たちと交流するなど、幅広い世代間交流の場となっていたと伺っております。</p> <p>子育てひろばの午後の開設時間延長については、全市的な動向をつかむため、この度、開設している全ての実施場所でアンケートを実施したところであります。その結果を踏まえ、また財政状況も勘案しながら要望の多い所から順次午後も開設していく方向で検討しております。安塚区においては今回のアンケート調査の結果、利用希望者が多かったことから、来年度当初の実施に向けて前向きに検討しております。</p>

【安塚区地域協議会】

<p>題名</p>	<p>昆虫館について</p>
<p>意見書 内 容</p>	<p>昆虫体験施設（雪だるま高原夏期集客施設）の整備については、当初別々に建設予定であった雪冷房・雪体験施設とあわせて、一体的に整備することが望ましいと考えます。</p> <p>一体的な整備によって、建設費の圧縮が図られ、夏場の誘客増だけでなく、経費節減の面からも、また冬季間の駐車場への活用など、メリットが期待されます。</p> <p>また、事業の実施を踏まえ、基本となる整備計画を早急に作成されるよう望みます。</p> <p>以上をご賢察いただき、特段のご配慮をお願いいたします。</p>
<p>意見書 回 答</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今回の意見書にかかる昆虫体験施設につきましては、平成 17 年度において雪国文化村リゾート推進事業として昆虫体験施設の実施設計を行い、平成 18 年度に施設を建設する計画であり、また、平成 18 年度以降、雪冷房と雪体験を兼ねた施設の整備が計画されております。いずれも新市建設計画の安塚区地域事業に位置づけられた事業であります。</li> <li>○ 意見書の趣旨を踏まえ、市としても 2 つの施設の合体整備による効果の合理性を認めるところでありますので、平成 17 年度当初予算において昆虫体験施設の実施設計のため計上した委託料については、これを変更し、2 つの施設を合体整備するための基本設計としたいと考えております。</li> <li>○ なお、雪だるま高原の施設は、多くの市民の皆様から利用いただいている公の施設であることから、整備計画の変更、ならびに基本計画の策定にあたりましては、市議会をはじめパブリックコメントを通じて市民からも広く意見を求めることが必要となります。また、平成 18 年 1 月開催の安塚区地域協議会に諮問し、早急にこれらの対応を行い、平成 18 年度から施設建設に着手できるよう実現化を図ってまいります。</li> </ul>

【安塚区地域協議会】

題名	安塚郵便局の業務合理化（無集配化等）への対応について
意見書 内 容	<p>平素、安塚区の地域づくりについて、格別のご配慮を賜り、深く感謝申し上げます。</p> <p>さて、標記のことについて、貴職や市議会からご尽力いただいたにもかかわらず、一切それらは考慮されることなく、去る6月28日、日本郵政公社から正式に合理化案が発表されました。</p> <p>当協議会としても、貴職のご判断とこれまでの対応を全面的に支持するとともに、下記の点について、全委員一致で緊急の意見書を提出させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当協議会は標記事案に係る貴職のこれまでの対応について、全面的に支持いたします。</li> <li>2. 標記事案に係る地元説明会を早急に実施するよう、日本郵政公社に対し強く要望してください。</li> </ol> <p>標記事案について、将来的な大幅合理化への一里塚となる懸念があることから、安塚区等の関係地区だけでなく、全市的な反対運動の展開を早急に検討してください。</p>
意見書 回 答	<p>日ごろ、当市の行政運営に関し、格別のご協力をいただいておりますことに深く感謝申し上げます。また、この間の郵便局の業務合理化に関する対応について全面的な支持をいただきましたことに厚く御礼申し上げます</p> <p>さて、平成18年6月29日付けで貴地域協議会からいただきました意見書について、下記のとおり回答いたしますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>郵便局の業務合理化につきましては、平成18年6月28日に日本郵政公社が計画を正式発表したことを受け、去る7月13日に再度日本郵政公社本社において要望活動を実施してまいりました。その際には、業務合理化の担当役員とお会いし、中山間地域・豪雪地域の実情を訴えるとともに、貴協議会からのご意見や業務合理化の対象とされた郵便局が所在する地域自治区の地域協議会委員のアンケート調査の結果などを踏まえて、地域住民の気持ちを強く伝え、計画の白紙撤回と民営化後も現在ある郵便局の維持を強く要望してまいりました。</p> <p>日本郵政公社としての正式な回答は後日寄せられるものと存じますが、要望の場では担当役員から次のような話がありました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 来年10月の郵政民営化・分社化後は、これまでどおりの人員配置ができなくなるため省力化・機械化が必要となり、サービス水準を維持するためには必要やむを得ない計画であることから理解をお願いしたい。</li> <li>・ 郵便局の存続については、民営化後も政府持ち株の特殊会社であり、万国郵便のユニバーサルサービスや法律に縛られ、省令でも担保されている。</li> <li>・ アンケートの結果などを見ると、住民への説明が不足していると考えられるため、今後、議会や地域の住民への説明を行っていく。</li> </ul> <p>これらの話を受け、地域の住民が理解・納得できるよう十分な説明を行うよう再度求めるとともに、地域の住民が納得できないのなら何度でも要望活動を行う旨を伝えてまいりました。</p> <p>今後は、日本郵政公社の正式回答を待ちつつ、同時に、日本郵政公社の地域住民への説明の状況を注視し、地域住民の理解を得られたのかどうかを見極めながら、必要に応じて次の活動を検討してまいりたいと存じます。</p>

題名	区の防災対応について
意見書 内 容	<p>1. 災害時の情報収集体制について 公的機関の体制整備は当然であるが、民間において有する情報伝達施設等の調査をし、協力いただけるものは体制の一部（補助的機関）に組み入れること。</p> <p>2. 避難所の選定について 現在想定されている避難所では、避難所に移動する経路に問題があるところもある。このため、避難所の選定にあたっては市民の安全を最優先に考え、避難に要する時間や経路、避難生活に必要な不可欠な条件に配慮しながら選定をすること。</p> <p>3. 避難所の管理について 避難所の開設等に従事する職員の選定にあたっては、いかなる事態が生じても早急に開設できる体制をとっていただきたいこと。したがって、職員の配置についても勤務体制（勤務地）によって選定するのではなく、避難所がより早く確実に開設できるよう人的配置を行うこと。</p> <p>4. 自主防災組織について 平成17年4月8日の浦川原区町内会長連絡協議会において自主防災組織の設立に向けた説明会が開催され協力依頼がなされたが、その後、積極的に取り組んでいる町内会があるように聞いていない。自主防災組織の設立は地域防災体制の強化に必要不可欠であり、モデル地域の選定や講演会の開催、補助金等の手立てなど行政として積極的にかかわり支援すること。</p>
意見書 回 答	<p>意見① 災害時の情報収集体制について 回答 民間が所有する情報伝達施設等を調査し、災害時の協力体制を図るようにとのご意見であります。まず、当区においては浦川原タクシー、東頸バスあるいは建設企業の業務無線の活用が考えられます。今後、その実態について調査し、どのような支援が得られるかなど検討したいと考えております。</p> <p>また、災害時の情報伝達を行う上で、アマチュア無線の活用も大変有効な手段の一つであると考えております。このため、平成17年5月18日災害時における情報収集と伝達の強化を目的に、上越アマチュア無線防災連絡協議会と「災害時通信ボランティア協力協定」を締結いたしました。協定内容は、携帯電話がかかりにくい災害時の現場で実証された無線の効力をいかし、避難所や会員居住地周辺の災害情報の伝達収集や、自主防災組織に対する通信支援など迅速かつ的確に対応いただくものです。</p> <p>なお、上越アマチュア無線防災連絡協議会は発足して間もないことから、広く上越地域全体にアマチュア無線の資格を持つ会員を募っております。区内に資格をお持ちの方があればぜひご紹介いただきたいと存じます。</p> <p>また、当区における電波の送受信状況についても調査するなど実効性を含め検討したいと考えております。</p> <p>意見② 避難所の選定について 回答 避難所を開設した場合、まず避難された人を正確に把握し、緊急の食料や物資・情報などを提供させていただくことが必要となります。このため、小・中学校などの公共施設を主体にできるだけ市民の皆さんにわかりやすく、かつ一定の収容能力を備えた施設を地域的なバランスも考慮した上で、避難所として指定しております。</p> <p>しかし、地域によっては避難所までの距離があったり、また、災害の種別や被害状況によっては地域外の避難所への避難が必要となりますので、避難経路を含め避難方法などについて十分検討し、また、町内会や自主防災組織でも協力しながら行動できるよう訓練をしておくことが大切です。</p> <p>また、市の指定避難所のほかに、町内会館、公園、駐車場などを独自</p>

の避難所として自主的に決めておいている町内会もあります。災害発生の際に、町内会ごとにその避難所に集合し、近隣の人々の安否確認や指定避難所へ移動するまで一時的に避難する場所として有効であることから、市としてもこのような取組みを奨励したいと考えております。

さらに、避難所での長期生活対策や災害弱者をはじめとする避難者の健康管理対策も重要となることから、施設管理者の承諾を得た上で、室部屋の活用、空地への仮設テント設置や仮設住宅の建設を進めるほか、保健師の配置や医師会との連携など医療機関との協力体制も整えることとしております。

意見③ 避難所の管理について

回答

指定避難所に近い避難所の開設に従事する職員は、本庁や他の区総合事務所に勤務する職員を含め、なるべく指定避難所の近くに住んでいる職員を3人指定するとともに、学校施設の場合は避難施設を熟知している用務員を配置するなど3人体制を原則としております。また、担当職員の職務内容は避難施設運営マニュアルにより具体的に規定しておりますが、平常時においては、避難所施設や避難所施設となる施設等を管理する担当者や鍵保管者の確認及び地域の防災訓練への参加などに当たる一方、災害時には、災害対策本部からの指示により避難所を開設するとともに、避難者の誘導を行うこととしています。なお、震度5以上の地震が発生した場合は、災害対策本部からの連絡を待たず直ちに避難所を開設することとしております。

しかし、地震など全市に影響がおよぶ災害に対応する場合、避難所運営に当たる職員の確保が思うにまかせず、避難された方々への対応が一時的に過重となることも予想されます。

このため、市職員だけでなく避難所となっている学校の教職員や地元町内会・自主防災組織・ボランティア団体等の協力を得ながら、避難された方々に十分な対応ができるよう、避難所体制の充実を図りたいと考えております。

意見④ 自主防災組織について

回答

中越大震災を機に、「自分たちの地域は自分たちで守る」ことの重要性が改めて認識されたことから、当市でも自主防災組織の結成を促す一方、住民参加型訓練の実施など既存の組織の活動についても活性化を図っております。

このため、自主防災組織を育成強化することが重要であることから、合併前上越市では平成8年度に「上越市自主防災組織資機材整備費補助金交付要綱」を定め、自主防災組織の結成を推進してまいりました。当然この要綱は合併後13区にも適用されますが、今年度はさらに、補助事業のメニューを拡充するとともに補助限度額を1組織当たり20万円から30万円に引き上げ、また、新たに自主防災訓練や災害弱者対応などにかかる経費について1組織当たり5万円まで補助するなど、自主防災組織の結成と既存組織の活性化を促すなど、浦川原区をはじめ各区において自主防災組織結成の取組みを進めております。

自主防災組織の組織率につきましては、合併前の上越市が約67%ありますが、13区では、三和区、安塚区などで組織化が進んでおりますが、13区全体では45組織・組織率は約17%の現状にあり、組織率向上に向け重点的取組みが必要であると考えております。

また浦川原区においては、4月8日の町内会長連絡協議会設立総会において、自主防災組織の結成をお願いしたところですが、現在、結成済の町内はございません。

従いまして、浦川原区におきましても、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自主防災組織の意義と必要性について改めてご理解いただき、地域住民の皆さんの総意のもと、組織化に向けた取組みを進めていただくよう地域協議会の皆さんにもご支援とご協力をお願い申し上げます。

【浦川原区地域協議会】

題名	情報格差是正対策について
意見書内容	<p>浦川原区において、いまだに携帯電話の非通話地域が数多くあるが、新市建設計画における地域事業として平成25年度を目処に移動通信用鉄塔施設の整備が予定されている。市民、外来者等の経済活動、非常時における安否確認等のため、非通話解消を求める住民の要望も多くある。このため、平成19年度の実施を強く要望するとともに、通信事業者への更なる要望活動を行っていただくようお願いする。</p>
意見書回答	<p>携帯電話は暮らしの必需品として浸透しており、また、災害等における情報通信機器としての有用性は十分認識しております。しかし、浦川原区内においては、広範囲又は部分的に利用できない地域があることも承知しております。</p> <p>そこで、合併後の10年間に行う地域事業として移動通信用鉄塔施設整備事業を計画し、平成25年度を目途に整備する予定としております。この整備計画はあくまでも浦川原区内の市民の皆さんの意向を最大限尊重しながら実施していくことが基本であると考えております。このため、当初予定していた整備事業を平成19年度に繰り上げ実施が可能かどうかについて、適正な地域事業の実施を念頭に他の事業に与える影響などを考慮しながら検討してまいります。</p> <p>なお、この整備事業により、浦川原区全域の非通話解消を図ることは地理的に困難であると想定されるため、このような地域にあっては通信事業者に対して非通話解消に向けた要望を実施してまいります。</p>

【浦川原区地域協議会】

題名	浦川原区における防災行政無線の今後について
意見書内容	<p>浦川原区においては、各世帯に個別受信機が設置され緊急時の情報を確実に得ることができる状況となっています。このような中、新市建設計画に新たな防災行政無線の整備が搭載されていますが、当区においては現状の運用水準を維持しないと混乱を招く恐れがあるため、個別受信機の設置を望みます。</p> <p>また、新たな防災行政無線の整備にあたっては、現状同様に浦川原区内の全域及び一部区域への告知放送ができるよう施設設備の整備を望みます。</p>
意見書回答	<p>防災行政無線は、災害時における有効な情報伝達手段であることから、市では、合併後の全市域をカバーし、一元的に運用管理するシステムの構築・整備について、新市建設計画に登載しております。</p> <p>また、国からは自治体の防災行政無線をアナログ方式からデジタル方式に移行するよう要請されていることから、新しいシステムについては、合併前の上越市が整備した無線システムの免許更新時期である平成23年度を目途に整備したいと考えております。</p> <p>ご意見の戸別受信機の整備に関しましては、新市建設計画においては屋外拡声子局を主体に計画しており、各世帯への戸別受信機の整備は含まれておりません。</p> <p>しかし、近年、大規模災害の発生を受けた無線の新規整備、あるいはデジタル化に伴う更新などの需要が増えており、戸別受信機の価格低下なども期待されることからあります。</p> <p>このため、今年度事業として、現在、システムの実施設計業務を行っておりますが、この中には全世帯へ戸別受信機を配備した場合のシステム構成や経費見積などが含まれておりますので、全体事業費を見定めた上で改めて検討したいと考えております。また、お尋ねの区内全域又は一部区域へ情報を伝達できるシステムの構築についても同様に検討したいと考えております。</p> <p>いずれにいたしましても、市財政が非常に厳しい状況の中で実施する事業であります。市民の皆さんへの災害情報の提供が、円滑かつ適切に行えるようシステムの構築・整備を進めて参りますので、ご理解とご協力をお願いします。</p>

【大島区地域協議会】

題名	大島区における市行造林の保育管理について
意見書 内 容	大島区に約100haの市行造林（分収割合が市70%、土地所有者30%の分収造林）があり、市の大きな財産となっております。優良材の生産と併せて国土保全及び水資源の涵養のため、今後とも保育管理を適切に実施するよう特段の配慮をお願いいたします。
意見書 回 答	大島区の市行造林（市営分収林）は、昭和45年から48年にかけて植栽され、おおむね35年を経過し、この間民有林造林事業の採択を受けて、2回の除間伐並びに4m程度までの枝打ちなどの保育管理を実施してまいりました。 今後も引き続き雪害等の状況により必要に応じた管理を行い、優良材の生産や水源の涵養など森林の持つ多面的機能が保全されるよう努めてまいりたいと考えております。

【大島区地域協議会】

題名	ほくほく線電車の高田駅乗り入れについて
意見書 内 容	現在、ほくほく線の電車を利用して高田駅へ行くには、直江津駅で乗り継がなければなりません。高齢者には、乗り換えのわずらわしさが苦痛となっています。 しかしながら直通運転されれば通学、通勤そして通院等の利便性も良くなり利用者も増えると思います。春日山駅も市役所近くに移設された現在、体育館、文化会館、医師会館等も近くにあり大変便利だと思います。 また、北陸新幹線開業後も上越駅（仮称）まで乗り入れできれば、さらに新幹線利用が便利になります。 ほくほく線も開業9年目に入りましたが、収入の9割をJRはくたかの使用料に頼っている現状です。10年後の北陸新幹線開業後、ほくほく線の存続は、沿線各区での生活にとって必要不可欠なものとなっています。 ほくほく線の利用拡大の面からさらなる利便性の向上を図るべく、実現に向けて要望するものであります。
意見書 回 答	日ごろ地区の皆さまから、生活の足としてほくほく線をご利用いただいているところであります。 ほくほく線は、大島区のみならず沿線住民の日常生活にとって大変重要な交通手段であり、ご要望のように高田駅まで延伸されれば、通勤・通学、通院などの利用促進につながることで大いに期待されるところであります。 この件につきましては、北越急行（株）へ要望するとともに、新潟県鉄道整備促進協議会を通じて行われているJRへの要望の際に「ほくほく線沿線地域振興連絡協議会」から例年要望されているところでありますので継続して要望してまいります。 また、北越急行（株）では新幹線の延伸（長野・金沢間）に伴う利用者の減少により経営状況が厳しくなるものと想定した中で昨年、社内に検討チームを設置し、高田駅延伸を含め北陸新幹線開業後の対応を検討されていると伺っております。いずれにいたしましても、市としては、信越本線に対する利用改善との整合性を図りながら、今後一層の利便性向上に取り組んでまいりたいと考えております。

【牧区地域協議会】

<p>題名</p>	<p>牧区の産業振興について（牧湯の里深山荘について）</p> <p>牧湯の里深山荘は利用者の減少、運営維持コスト面などから厳しい経営状況であるにもかかわらず、地域の特殊事情をご理解くださり現状の運営がなされていることに対し厚く御礼を申し上げます。</p> <p>しかし、年々厳しさを増す財政状況下では、いずれ深山荘の存続についても検討されるのではないかと危惧を抱いておるところであります。</p> <p>深山荘の存廃は牧区における重要な事項であり、地域の人たちの心のよりどころ、牧区のシンボル施設になっていることから、当協議会では産業振興も絡めた視点から深山荘の活性化について協議を重ね、下記のとおり意見集約をいたしましたので実現に向けてご検討くださるようお願い申し上げます。</p>
<p>意見書内容</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>深山荘の振興、利用客の増加に向けた取り組みを積極的に推進されますよう特段の配慮をお願いします。</p> <p>1. 管理・運営体制の充実をお願いしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、調理師1名が正規職員、フロント業務を含む接客員7名は臨時職員及び5名の嘱託宿直員で運営されています。</li> <li>・しかし、業務全体を把握し指示する立場の人が常駐していないため、合理的な運営体制が明確でないと思われ、それらが利用者への対応が行き届かない一因と考えられます</li> <li>・類似施設等での就業経験、知識のある人を、一定の権限と責任を任せる立場で常勤雇用することで、より合理的な経営への改革が期待でき、経費節減並びに利用者へのサービス向上にもつながると思われます。</li> </ul> <p>2. 地産地消の取り組みへの支援をお願いしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低農薬で栽培された新鮮で安心な地場産の野菜等を提供し、料理に個性を出せるよう生産者の組織化並びに納入方法の構築など必要な支援をお願いします。</li> </ul> <p>意見1 管理・運営体制の充実をお願いしたい。 回答 合併前の平成15年度には支配人、事務、調理師等の牧村職員を3名派遣し、臨時職員・嘱託職員を含め15名で施設の管理・運営を行っていました。</p> <p>昨年からは人件費の節減を図るため、調理師1名のみ派遣し、臨時職員等を含め13名で業務を行っております。</p> <p>派遣職員を減員する際には当然管理・運営体制について検討し、支障がないことを確認のうえ実施いたしました。</p> <p>しかしながら、現在の管理・運営体制により、さらなるサービス向上を図り、利用者の増加策を図るためには、牧区地域協議会からの意見書も踏まえ、管理体制の強化を図る必要があるとのことから、深山荘の現状について総合事務所や関係部署で協議した結果、11月から管理業務担当を行う支配人（臨時職員）を採用することといたしました。</p> <p>意見2 地産地消の取り組みへの支援をお願いしたい。 回答 深山荘では、従来から地元小売店を育成するため輪番制で食材等の購入を行っています。</p> <p>食の安全・安心はもっとも重要なことであり、地産地消を進め、今まで以上に地場産の新鮮で安全な野菜等を使った料理を提供できるように、生産者の組織化等について、今後、担当課を通じて地元関係団体とも協議して参りたいと考えています。</p>

【牧区地域協議会】

題名	牧区の産業振興について（気象観測点の増設について）
意見書 内 容	<p>平成18年豪雪は山間地域において例年になく大雪となり、市民生活に大きな打撃を与え、牧区の産業のひとつである稲作にも影響を与えたところであります。</p> <p>また、現在牧区の気象観測地点については、柳島、棚広の2箇所があり、牧区でも一番雪の多い所の観測地点がないことから、下記のとおり意見集約をいたしましたので、実現に向けご検討くださるようお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>気象観測地点の増設について、特段のご配慮をお願いいたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 現在は牧区総合事務所（柳島地内）と棚広（原地内）の2箇所で見測している。しかし、奥地の町内では報道される降・積雪量よりはるかに多い量であり、実際の数字とそぐわない部分がある。</li> <li>2. 観測地点を増設することで、牧区の降・積雪の実態をアピールできるとともに、雪の多い地域をPRし、現在取り組んでいる「雪国行って見体験」など、交流事業及び産業振興並びに除雪支援対策に結びつけたい。</li> </ol>
意見書 回 答	<p>当市では、現在、34か所の降積雪の観測地点が指定されております。この観測地点は、雪害による災害予防の観点から、新潟県が市町村の意見を聞いて指定するものでありますが、概ね合併前からの観測地点を引き継いでおり、合併前の市町村の区域に1から3か所が指定されている現状にあります。</p> <p>牧区においては、現在、牧区総合事務所、棚広及び棚広新田の3か所が観測地点に指定されておりますが、このうち棚広新田については現在観測を行っておりません。この棚広新田が、3か所の中で最も雪が多いことから、他の2か所の数値だけでは区内の実態にそぐわないとするとご指摘は、十分理解できるものであります。</p> <p>一般的にこの観測地点は、災害予防の観点から、付近に住家が存在し、降積雪による住民生活への影響を計ることができる地点を指定するものであり、必ずしも地域で最も積雪が深い地点が優先されるものではありません。現に、牧区以外でも実際の指定観測地点以外に、降積雪の多い地点が存在する区があることも事実であります。</p> <p>一方、今冬の豪雪災害では災害救助法が適用され、市が要援護世帯の屋根雪下ろしなどの救助を実施いたしましたが、この災害救助法は概ね以下の判定基準により適用されることとなっております。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①指定観測所平均積雪深が概ね200cmを超え、かつ累年平均積雪深の1.3倍程度に達した場合</li> <li>②指定観測所平均積雪深は①の状態に達しないが、指定観測所平均日降雪量の連続2日合計値が200cm以上、または連続3日合計値が250cm以上程度の集中的な降雪により、一般住宅で連日または隔日に屋根の雪下ろしが必要であるような事態が生じた場合</li> </ol> <p>このうち、①については、降積雪深が大きい観測地点が追加されることにより、「平均積雪深」が高くなり、結果として災害救助法の適用ラインが高くなることが想定されます。また、②については、降積雪深が大きい観測地点が追加されることにより、「平均日降雪量の合計値が200cm以上」という要件に達しやすくなり、災害救助法の適用ラインが低くなることが想定されます。</p> <p>このように、雪の多い観測地点を追加することが、災害予防・救助の上で効果的であるとは一概に断定できませんが、地域の状況をより実態に即して把握することも意義あることから、欠測となっている棚広新田の計測を再開することについて、様々な角度から検討してみたいと思います。</p> <p>いずれにしましても、牧区地域協議会をはじめ牧区住民の皆様のご理解・ご協力が必要不可欠であり、一層のご支援を賜りたいと存じます。</p>

【牧区地域協議会】

題名	牧区の産業振興について（市道の維持管理に伴う道路補修員の設置について）
意見書 内 容	<p>牧区においては、平成17年4月1日現在の高齢化率が38.9%、1年後の平成18年4月1日では39.3%と0.4%上昇しています。</p> <p>これに伴って、市道の除草（草刈）に支障をきたしているのが現状であります。また、環境面から除草剤の散布ができない今日、各町内会で市道除草等の管理が難しくなってきたのが実情であります。</p> <p>今後、道路交通の危険防止のためにも、また、環境美化の観点からも下記のとおり意見集約しましたので、実現に向けてご検討くださるようお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>道路補修員の設置について、特段のご配慮をお願いいたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、 牧区の道路延長は1級、2級の幹線道路とその他道路を含め平成17年4月1日現在で132.8kmあり、一部（約2%）を除き町内会が市道敷きの管理を行っております。</li> <li>2、 市道の除草等について他区の状況を確認した結果、既に道路補修員を設置している区が2区あり、その他全路線ではありませんが、業者委託を行っている区もあるとお聞きしています。</li> <li>3、 高齢化率について牧区は13区の内、高い方から2番目であり、今後更に高齢化が進む集落への対応として、道路補修員の設置についてご検討くださるようお願いいたします。</li> </ol>
意見書 回 答	<p>13区の市道の補修や除草、側溝清掃などの維持管理業務につきましては、地域の実情を把握している各区の総合事務所が担当する業務として対応しております。</p> <p>このうち、除草や側溝清掃につきましては、行政だけではなく地域の皆さんからもご協力いただき、行政と住民が協働で維持管理を行ってきたところであり、牧区においても同様に対応してまいりました。</p> <p>しかし、地域によっては人口の減少や高齢化等の理由により維持管理が困難な場所も発生しており、地域の皆さんから行っていただく作業区間が年々短くなる傾向にあります。このため、市では地域で維持管理ができない路線や区間について、業者委託や臨時職員で対応しております。</p> <p>ご意見（要望）のありました道路補修員につきましては、現在、13区のうち2区で臨時職員を雇用し、道路の除草や簡単な補修作業を行っております。残る11区及び合併前の上越市においては、民間でできる業務は民間に委託する方向で取り組んでおります。また、道路パトロールや維持修繕業務につきましては、合併協議において業者委託に統一することになっております。</p> <p>このようなことから、市では道路補修員で対応している区も含め、市内全域において平成19年度から業者委託する方向で検討しており、今後、委託する内容や路線・区間等について13区と協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解くださるようお願いいたします。</p> <p>なお、業者委託に移行した場合においても、地域で行う除草等の作業をすべて委託することは財政的にも困難なため、引き続き地域でできる範囲につきましては地域で担っていただきたいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。</p>

【柿崎区地域協議会】

題名	し尿汲み取り料の支払方法の見直しについて
要望書内容	<p>合併に伴い、し尿汲み取り料の支払方法が、「口座引落とし」方式から「衛生券の事前購入」方式に変更になったことにより、不便になったとする利用者の意見が少なくないということです。し尿汲み取り料の支払方法については、全市共通の制度であり、変更するにはそれ相応の理由が必要になるものと思われませんが、広く利用者の意見を聴取する等、利用者の利便増進に向けて、善処くださるよう要望します。</p>
要望書回答	<p>し尿くみ取り手数料の徴収方法については、合併協議においても合併前の上越市で実施している衛生券方式に統一することとなりました。衛生券を事前に購入して準備いただくため、口座振替に比べてお手数料をお掛けしますが、くみ取り手数料の収納事務が不要となるほか、未納も発生しないなど、行政コストの削減にも優れています。</p> <p>一方、公共下水道の整備や浄化槽の設置により、くみ取り量は年々減少してきております。財政環境も一層厳しさを増す中、合併前の上越市において長年にわたって成果を上げている衛生券方式へのご理解を、ぜひお願いしたいと存じます。市といたしましても、制度の周知や衛生券の売りさばき所の一層の拡充等を図ってまいりたいと考えています。</p>

【柿崎区地域協議会】

題名	ごみ袋の改善について
要望書内容	<p>ごみ収集の分別が細分化され、生ごみが単一収集となった結果、現行のごみ袋の規格（7ℓ、15ℓ、35ℓ、45ℓの4種類）では、不都合（小人数の家族等では、排出する生ごみの量に比べ、ごみ袋が大き過ぎ、特に夏場は溜め置き出来ない等）が生じているため、より小さい規格のごみ袋を用意（製作）してほしいとする住民の意見が多く寄せられています。行政としても前向きに検討を進めているとお聞きしていますが、早期改善（新年度からの実施）が図られるよう要望します。</p>
要望書回答	<p>ごみ処理については市町村合併の協議において、「有料化している町村の区域においては、現行の制度を継続することとし、その収益を当該区域内の環境対策経費に充てるための特定財源として取り扱うことができる。合併後3年を目途に、全市の有料化に向けて取り組むものとし、有料化にあたっては、新制度を創設し適用する。」と決定され、合併後3年間は旧柿崎町の制度を継続することになっています。また、ごみの分別収集については、今年4月から全市域で、合併前の上越市の分別方法と収集体制に統一して実施していますが、柿崎区では燃やせるごみの収集が週2回から週3回に、また生ごみの収集が週1回から週3回に増加するなど、ごみの出しやすい環境を整え、市民サービスの向上に努めています。</p> <p>柿崎区では、燃やせるごみや生ごみの収集回数の増加に伴い、1回当たりの排出量が少なくなっており、現状よりも小さなごみ袋が必要とのご要望は理解できますので、他区の現状や意向なども踏まえ、来年度からの実施に向けて、検討しているところです。</p>

【柿崎区地域協議会】

<p>題名</p>	<p>防災行政無線「個別受信機」故障中の対応について</p>
<p>要望書 内 容</p>	<p>防災行政無線については、災害時や緊急時の情報伝達手段として、大変有効な媒体であると認識していますが、個別受信機が故障した場合の対応が不備であることから、代替機の貸し出しを含め、個別受信機故障時の情報伝達のあり方等について、改善を図るよう要望します。</p> <p>なお、防災行政無線は全市的に配備されているものでないため、代替機の確保に係る予算獲得に課題があるとお聞きしていますが、緊急時における迅速な情報伝達は、住民の「安心・安全な暮らし」を守る上で、極めて重要な問題であると考えますので、新年度予算の獲得に向けて最善を尽くされますよう併せて要望します。</p>
<p>要望書 回 答</p>	<p>災害時・緊急時における情報伝達手段としての防災行政無線の有効性については、市としても同様の認識を持っております。</p> <p>合併前の各市町村において整備された防災行政無線などの防災情報の伝達手段につきましては、合併時点において割当てられていたそれぞれの周波数と関係施設・設備をそのまま新市に引継ぎ、共通事業経費を用いて運用しております。</p> <p>しかしながら、一つの自治体における防災行政無線の周波数を原則1波とする国の指導もあることから、現行の対応は暫定的なものであり、将来的には全市域で一元的に運用できる新たな防災行政無線システムの整備を新市建設計画の共通事業として位置づけ、今年度は整備に向けた調査を実施しております。</p> <p>戸別受信機の故障に係るご要望につきましては、合併前の協議に基づき、修理あるいは代替機購入の費用を平成16年度補正予算及び平成17年度当初予算において対応を図っておりますが、合併後見込みを超える故障が急増し、修理中の代替機に不足を生じるなどの事態となったものと承知しております。</p> <p>戸別受信機故障への対応として、代替機を多数購入し備えるようにとのご要望がありますが、現行の運用はあくまでも暫定措置であり、共通経費を結果的に特定の地域に偏って運用することは全体への支障も懸念されることから、平成18年度以降は、共通事業ではなく、地域事業として対応したいと考えております。今後、本庁担当課と区総合事務所で協議し、改めて方向性をお示いたしますが、地域協議会におかれましても諸事情をご賢察のうえ、ご理解くださいますようお願いいたします。</p> <p>なお、災害関連情報の入手手段については、屋外拡声子局やテレビ、ラジオなどの放送メディアもご活用いただきたいと考えておりますので、機会をとらえ市民の皆さんにも啓発してまいります。</p>

【柿崎区地域協議会】

題名	海岸の侵食と保全対策について
意見書 内 容	<p>日ごろ、市政発展のため、市民の先頭に立ってご尽力されていることに対し、心から感謝申し上げますとともに、敬意を表します。</p> <p>さて、私たちが住んでいる柿崎区は、日本海に面し、海岸線の延長は9 kmに及び、海岸全域が海岸保全区域として、国の指定を受けております。</p> <p>かつては、広大な白い砂浜が延々と続き、その美しい景観は、人々の生活に安らぎと潤いを与え、地域の貴重な資源として、また、財産として、重要な役割を果たしてまいりました。</p> <p>しかしながら、近年、日本海特有の風浪等の影響により、海岸侵食が急速に進み、汀線の著しい後退とともに、沿岸地域では、生活圏域まで侵食が進むのではないかと危機感を募らせており、関係住民からの不安の声は日増しに高まっております。</p> <p>このような厳しい現状については、貴職には、既に十分ご認識をいただいているものと存じますが、深刻な状況下にあつて、不安な日々を送っている沿岸地域住民の切実な思いをあらためてご理解いただき、住民の不安の解消と環境保全の促進を図るため、国、県等関係機関に対し、特段の措置を早期に講ずるよう強力に働きかけていただきたく、柿崎区地域協議会の総意としてお願い申し上げます。</p>
意見書 回 答	<p>柿崎区管内の海岸につきましては、かつては豊かな砂浜が地域の生活に潤いを与え、また、地域の資源、財産として重要な役割を果たしてきたことは深く認識しているところであります。</p> <p>また、海岸侵食につきましては、全国的な問題ではありますが、柿崎地区海岸におきましても侵食が認められ、汀線が後退し、漁船小屋、海岸駐車場等に対する被害も懸念されるところでありますし、今後も侵食傾向はさらに進むのではないかと不安を関係地区の皆様が抱えておられることも承知をしております。</p> <p>海岸管理者である県からは、侵食の原因といたしまして、直江津港湾施設の拡張など海岸関連施設の影響、海岸漂砂の状況、河川などからの土砂供給の減少など様々な要素が考えられますが、平成15年3月に策定した「新潟北沿岸海岸保全計画」に基き、地元の意向を尊重しながら投資効果をも斟酌した中で順次保全事業に着手したい意向であると伺っております。</p> <p>現在のところ、柿崎中央海岸におきましては離岸堤と人工リーフが、また、川西海岸では災害復旧工事により緩傾斜護岸等が整備されておりますが、竹鼻地区などにおける抜本的海岸保全事業につきましては、いまだ着手には至っていないのが現状であります。</p> <p>このような状況のなかで、海岸保全事業の促進に向けて、平成元年には「日本海上越地域海岸侵食対策事業促進協議会」が設立され、当時の上越市・柿崎町・大潟町における行政・議会・関係町内会・漁協等が一体となり、国・県に対して侵食対策事業の促進を要望してまいりました。</p> <p>合併後の新市におきましては、上越地方振興促進協議会として、5月に県要望を、7月には中央要望を実施いたしましたし、8月には市と日本海上越地域海岸侵食対策事業促進協議会が合同県要望を、11月には市単独の中央要望活動を展開いたしました。</p> <p>また、11月24日には海岸管理者である県と地元代表の皆様にお集まりいただき、今後の侵食対策促進に向けた意見交換会も計画しているところであります。</p> <p>今後とも、柿崎区における海岸保全対策の促進は喫緊の課題でありますことから、あらゆる機会を捉えて要望活動を行ってまいりたいと考えております。</p>

【柿崎区地域協議会】

<p>題名</p>	<p>柿崎区における保育園、小・中学校の今後の在り方について</p> <p>当協議会では、旧柿崎町において、「柿崎町立保育所、小・中学校在り方協議会」（以下「在り方協議会」という。）から平成16年7月22日付けで提出のあった答申書（以下「答申」という。）の取り扱いについて、「自主的に審議する事項」として、延べ4回にわたり審議を行い、下記のとおり意見集約をいたしましたので、今後の当区における保育・教育環境の整備を進めるうえで、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 答申の取り扱いについて</p> <p>答申の内容については、当時の在り方協議会が、将来を担う子供たちのより良い保育・教育環境の整備を図ることを目的として、長時間にわたる審議を経て、十分な議論を尽くしたうえで、作成されたものであり、各論についてはそれぞれ議論の余地はあるものの、基本的にはこの答申を尊重し、ベースとしながら、行政として、実現に向けて地域の理解を得ながら進めていくことが望ましいとする意見で一致いたしました。</p> <p>2. 保育園及び小学校の統廃合問題について</p> <p>答申でも述べられているとおり、少子化や施設の老朽化の進行等を見据えれば、保育園及び小学校の統廃合問題については、今後避けることの出来ない大きな課題であることは衆目の一致するところです。</p> <p>保育園及び小学校の統廃合問題については、答申の中に具体的な数値目標等が示されており、当協議会でも、そのことについて、様々な意見が交わされましたが、結果的には、“子供たちのために何が最良か”という視点に立って問題解決に向けた議論を早急に進めることこそが重要であり、何よりも優先すべきであるという点で意見の一致を見ました。</p> <p>特に黒川小学校については、以前から施設の老朽化と構造上（非耐震構造）の問題が指摘されており、それに加えて、平成20年度には全学年が複式となることが予想されていることから、一刻の猶予も許されない状況にあるといっても過言ではなく、行政がリーダーシップをとって、教育環境の改善に向けて、早急に取り組みされる（踏み込んだ議論を進める）ことを強く望みます。</p> <p>また、保育園については、通園区域の定めがなく、保護者のニーズにより通園先が柔軟に選択できるなど、小学校とは根本的に性質を異にする問題であるとの認識のもと、施設の老朽化に対する保安対策（耐震補強・修繕等）については、迅速な対応を要するものでありますが、答申の中で提起のある保育園の統廃合の問題については、今後本格化すると思われる園児バスの運行形態や有料化の問題等の議論と並行して、検討を進めていくことが適当であると考えます。</p>
<p>要望書 内 容</p>	<p>1 答申の取り扱いについて</p> <p>【回答】</p> <p>意見書にあるとおり、行政として地域の理解を得ながら、状況に応じひとつひとつ個別に対応してまいります。</p> <p>2 保育園及び小学校の統廃合問題について</p> <p>【回答】</p> <p>小学校の統廃合の問題解決に向けた議論を早急に進めるようにとの意見をいただいたことを受けまして、黒川小学校の教育環境について緊急を要すると認識したところがあります。</p> <p>このようなことから、柿崎区総合事務所並びに教育委員会柿崎区分室が中心となり、まず黒川・黒岩地区住民に対して、在り方協議会の答申内容の説明会を開催するとともに、黒川小学校の今後の在り方について懇談が進められるよう体制を整えてまいります。</p> <p>保育園につきましては、昨年度に耐震診断調査を行った上下浜保育園と黒川保育園の耐震補強工事を計画的に実施するとともに、他の3園につきましても、適宜、修繕、補強工事等を行い、児童の安全・安心の確保に最大限努めているところです。</p> <p>また、保育園の統廃合につきましては、協議会でご指摘の通り、答申を尊重しながらも、地域住民の理解を得ながら、今後も引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。</p>
<p>要望書 回 答</p>	

【大潟区地域協議会】

<p>題名</p>	<p>大潟海岸の侵食対策と護岸の整備について</p> <p>大潟海岸周辺は美しい砂浜の広がりの中に多くの住宅と工場などが集中しており、生活に密着した「憩いと潤いの空間」として重要な役割を担っています。</p> <p>現在、国、県の各種海岸事業に取り組んでいただいておりますが、当地域では依然として海岸侵食が進み、汀線が大きく後退しており、特に、日本海特有の冬季風浪などによる侵食被害が著しく、極めて憂慮される事態となっています。</p> <p>このような実状をご賢察の上、地域住民の不安を解消していただくよう次のような海岸事業の促進について、国、県等の関係機関に強く要望を行っていただきたくお願いいたします。</p> <p>①上越地域海岸緊急整備事業の第4突堤以东の大潟～柿崎海岸の侵食対策事業計画の早期策定</p> <p>②既存の離岸堤の嵩上げ及び護岸波消ブロックの嵩上げ</p> <p>③人口リーフ工法を離岸堤工法への変更</p>
<p>意見書 回 答</p>	<p>意見① 上越地域海岸緊急整備事業の第4突堤以东の大潟～柿崎海岸の侵食対策事業計画の早期策定</p> <p>回答 大潟漁港以东の侵食対策といたしましては、上小船津浜及び下小船津浜沖に平成10年度から人口リーフ3基を建設中で、今年度完了予定です。</p> <p>直江津港湾施設の拡張など海岸関連施設の影響を含め漂砂の状況については、海岸責任者である県が京都大学など専門機関と共同で調査しており、これらの調査結果に基づき海岸侵食対策事業を検討していると県から伺っております。</p> <p>市といたしましては、海岸侵食対策事業の一層の推進を国並びに県に対して要望してまいります。</p> <p>意見② 既存の離岸堤の嵩上げ及び護岸波消ブロックの嵩上げ</p> <p>回答 基本的には災害復旧事業での対応となり、現在、土底浜から四ツ屋浜海岸にかけてと、雁子浜海岸の2箇所での消波堤の嵩上げが県により実施されております。</p> <p>九戸浜の離岸堤については、沈下した3基について、県が災害復旧事業としての採択を国に申請しております。</p> <p>意見③ 人口リーフ工法を離岸堤工法への変更</p> <p>回答 前述のとおり、直江津港湾施設の拡張など海岸関連施設の影響を含め漂砂の状況については、海岸管理者である県が専門機関と共同で調査しており、これらの調査結果に基づき工法を検討していると県から伺っております。</p> <p>現在建設中の上小船津浜及び下小船津浜沖の人口リーフは今年度完了予定のため、現時点での工法変更は難しいと県から伺っておりますが、今後計画されるものについては地元の意見も踏まえ検討していただけるよう要望してまいります。</p>

【大潟区地域協議会】

題名	海岸の保安林内の「松」の立ち枯れ対策について
意見書 内 容	<p>海岸侵食で失われつつある美しい砂浜と松林の景観を再生・保全し、飛砂防止や防風機能の維持強化をはかるため、大潟海岸では保安林として継続的な「松」の植栽の整備を行ってまいりました。</p> <p>最近になり保安林内の若い松の立ち枯れが目立ってきています。その要因として、海岸侵食に伴い、護岸工事や消波ブロックが設置されたことにより高く舞いあがった波のしぶきが強風とともに保安林を直撃していることや保安林管理の遅れが立ち枯れを起こしていると言われております。</p> <p>このような実状をご賢察の上、「自然との共生・安全で親しまれる海岸」のために次のように保安林としての維持強化学業の促進について、県等の関係機関に強く要望を行っていただきたくお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①防風柵の整備&lt;新規設置、老朽防風柵の更新&gt;</li> <li>②松の補植</li> <li>③保安林の密植状態箇所の計画的な除伐（間伐）</li> <li>④保安林内の雑木の伐採</li> </ul>
意見書 回 答	<p>保安林の管理は、「海岸防災林造成事業」と「保安林保育事業」の2事業により計画的に県が行っておりますが、今後も保安林の維持保全が図られるよう下記のとおり県に要望してまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①防風柵の整備&lt;新規設置、老朽防風柵の更新&gt; 防風工（防風柵）については、植栽したクロマツ林を北西の季節風から保護するために従来から設置していただいております。17年度は間伐材の有効利用を図ることからも間伐材を利用し、新規に171.1メートルの防風柵の設置が予定されております。また、老朽防風柵の更新については、防風工の設置目的がまだ達成していない箇所においては、再度設置していただけるよう県へ要望してまいります。</li> <li>②松の補植 単木で枯損した場合等、マツ林全体としての機能が低下していない場合は補植しませんが、集団で枯損した場合には補植を行っていただいております。17年度は補植0.07ヘクタール、防風工の背後地への新植0.80ヘクタールの植栽が予定されております。</li> <li>③保安林の密植状態箇所の計画的な除伐（間伐） 間伐（本数調整伐）が必要なクロマツ林について、16年度から雪の影響を確認しながら施行していただいております。17年度は1.1ヘクタールの除伐（間伐）が予定されております。</li> <li>④保安林内の雑木の伐採 基本的にクロマツのみの林となるように、他の樹種については冠雪害、強風被害等を勘案のうえ伐採していただいております。</li> </ul>

【大潟区地域協議会】

題名	電源立地地域対策事業について
意見書 内 容	<p>大潟地域協議会は、電源立地地域対策交付金の交付対象事業は協議書第8条第1項（1）に係る重要な審議事項と認め、協議会の正式な協議事項としました。</p> <p>電源立地地域対策交付金4億2千万円は、大潟区の地域の活性化にとって極めて貴重な財源であり、最大限有効に活用したいとの思いで2回にわたっての協議会で慎重に審議してきました。</p> <p>大潟区総合事務所は、交付金の対象事業としてすでに新市建設計画の実施事業となっている「犀潟駅周辺整備事業」のグレードアップ化に充当したいとの説明がされました。</p> <p>当協議会は、総合事務所案を中心に慎重に協議した結果、下記のように集約しました。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 犀潟駅周辺整備事業に全額充当する事を可とする意見。</li> <li>2. 全額充当するのは問題あり、他の事業への活用も考える必要ありとする意見。</li> </ol> <p>以上の意見が拮抗し、総合事務所案を了解する結論は得られませんでしたので両論併記となりました。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>3. 今回の協議は、地域の活性化にとって重要な課題であるにもかかわらず、協議の期間があまりにも少なく、地域住民の意見集約など全く保障されていません。今後は係ることの無いよう十分なる協議・調査の期間を配慮されるよう、事務を担当する区総合事務所に対してご指導のほど強く要望します。</li> </ol>
意見書 回 答	<p>電源立地地域対策交付金の対象事業につきましては、犀潟駅周辺整備事業に全額充当することも、他の事業に活用する事も制度上、可能であります。</p> <p>今回の整備計画の申請では、大潟区の対象事業を明記しないこととし、区において対象事業が決定した後、県に事業要望を提出していきたいと考えますので、今後も十分な協議をお願いいたします。</p> <p>また、ご意見の趣旨を踏まえ、今後は地域の活性化にとって重要な課題について地域協議会において十分な議論を行っていただけるよう積極的な情報提供を図るとともに、審議期間を確保するよう努めてまいります。</p>

【大潟区地域協議会】

題名	県道犀潟柿崎線「新堀橋」（大潟区犀潟～渋柿浜）の架け替え事業について
意見書 内 容	<p>県道犀潟柿崎線は、直江津地区と大潟区の中心部を結ぶ重要な路線です。</p> <p>大潟区犀潟地内の新堀川に架設されている新堀橋は、著しく老朽化が進み交通に支障をきたしております。特に朝夕の通勤、通学時には渋滞をきたし橋の幅員が狭いために歩行者の安全が確保できない状況にあります。</p> <p>新堀橋を架け替えすることにより交通の円滑化と歩行者の安全が確保されますので、事業が早期に実施されますよう、県に強く要望を行っていただきたくお願いいたします。</p>
意見書 回 答	<p>今後も機会を捉え、早期に着手していただけるよう強く要望してまいります。</p>

<p>題名</p>	<p>「独立行政法人国立病院機構さいがた病院」における医療観察法にもとづく指定入院医療機関の設置について</p>
<p>意見書 内 容</p>	<p>昨年11月以降、厚生労働省ならびに「さいがた病院」院長松枝氏より、触法精神障害者の入院施設の設置について、地域協議会及び地域町内会において説明会が実施されました。</p> <p>この説明会の参加者は、このとき初めて「医療観察法」に基づく入院施設についての認識をしました。このような施設が必要であることについての理解が深まりました。</p> <p>しかし、重大な他害行為を犯した犯罪者が、心神喪失や耗弱状態で責任能力が無いということで刑事罰を免れた人達が入院する施設と聞いて、近隣市民が大きな不安を持つことは当然であります。</p> <p>新市の市民は、等しく安全・安心に快適な生活を送ることを求めています。</p> <p>市民の暮らしを守るために市政があります。市民が不安を抱えているときに市政がなんら積極的な役割を果たすことなく、当事者任せの対応することは許されることではありません。</p> <p>市民の安全・安心を守ることは、市政の第一義的な原則であると考え、早急に下記の点を踏まえた対応をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市の責任において、住民の不安や意見を聴取する場を近隣町内会ごとに開くこと。</li> <li>2. 住民の理解と納得が得られるまで、入院施設の開所を見合わせるよう厚生労働省と病院当局に申し入れること。</li> <li>3. 不測の事態に備えた「危機管理」体制の具体化と責任の所在を明らかにした協定書を市・厚労省・病院・近隣町内会で締結できるようにすること。</li> </ol>
<p>意見書 回 答</p>	<p>独立行政法人国立病院機構さいがた病院における指定入院医療機関の設置については、法律に基づく国の施策であること、また、同病院が自らの将来展望をも含めその受け入れに強い意欲を示していることなどから、市としても理解し協力をしてまいりたいと考えております。</p> <p>しかし、市民の安全・安心に配慮するとともに、住民が不安を抱くことのないよう、十分な情報開示をし説明責任を果たすとともに、安全対策に万全を期すよう要望しているところであります。</p> <p>このため、厚生労働省及びさいがた病院では市と連携を図り、これまでに大潟区並びに頸城区での住民説明会、さらには全市民を対象とした説明会などを開催しております。説明会では様々な意見が出されておりますが、概ねご理解いただいているものと考えております。</p> <p>また、安全対策等についても、ハード・ソフト両面において工夫を凝らした対策が取られることになっております。今後、安全管理マニュアルの作成及び地域連絡会議の設置についても、行政や地元町内の代表も交えて検討されることから、地域住民の意見も十分反映されるものと考えております。</p> <p>なお、私も去る2月10日(金)にさいがた病院を訪問し、病院長に対して地元の皆さんや関係者の理解と協力を得られるよう、一層の情報開示と説明責任を果たすとともに安全対策に万全を期すよう強く要望してきたところであります。</p> <p>今後も、厚生労働省及びさいがた病院と連携を密にし、市民の安全・安心の確保を図るとともに、地域医療の伸展に努めてまいりたいと存じます。</p>

題名	公共下水道の受益者負担金について
意見書 内 容	<p>毎日の暮らしの中で使われるたくさんの水。この汚れた水を集めてきれいにし川や海に返すことにより、快適・安全な生活環境をつくり美しい自然を次の世代に伝えていくためにも下水道はぜひ必要な施設です。</p> <p>この公共下水道の受益者負担金制度については、市町村合併協議の事務事業調整並びに市公共下水道事業受益者負担金及び分担金徴収条例施行規則により「合併時の事業認可区域（第1期認可区域）における負担金の賦課徴収は、平成20年度まで現行どおりとし、平成21年度（第2期認可区域）から合併前の上越市の制度に統一される。」ことになっています。</p> <p>大潟区の受益者負担金は、現在の水道メーターの口径に応じて算出される制度から区域内の地目に関係なく土地の面積に応じた算出方法に変わることになります。大潟区では宅地のほか農地や空地などを所有する世帯が多く、その世帯では第1期認可区域より第2期以降の認可区域において高額な負担となることが懸念されます。</p> <p>このため、上越市の中心部の土地利用形態と異なり、大潟区は農地や空地などが点在していることから、受益者負担金については、一律に市の基準を適用せずに地域の実情を考慮していただき引き続き旧大潟町方式を適用するようお願いいたします。</p>
意見書 回 答	<p>公共下水道受益者負担金の賦課については、合併前の上越市では賦課区域内の土地に対して1㎡あたり590円を負担金単価としていましたが、他の7町村では建物1戸あたり等の負担金単価が設定されていたため、市町村合併協議の事務事業調整により、「合併時の事業認可区域における負担金の賦課徴収は、平成21年度まで現行どおりとし、平成22年度から上越市の制度に統一する。ただし、頸城村については、現行制度を事業終了まで地域限定で継続し、平成22年度以降の上越市の賦課制度との差額については、特定目的の基金をもって充てる。」となっております。</p> <p>土地の面積に対する受益者負担金の賦課は、国の標準条例を基にしたものであり、公共下水道事業を実施している市のほとんどが同様の賦課方法であること等から、合併後の制度統一においてもこの方法を採用したものであります。</p> <p>合併後の新市としての一体性や公平性を確保するためにも、この市町村合併協議の結論は最大限尊重されるべきであることは言うまでもないことでもありますし、貴重な財源の中から差額補填のための基金を設置し新市に引き継いだ旧頸城村とのバランス等を勘案するならば、緩和措置期間終了後も引き続き旧大潟町方式を適用することは難しいものと考えております。</p> <p>しかしながら、合併前の上越市においても整備地区が市街地周辺に移りつつあり、敷地面積の広い土地が多くなっていることや、条例施行後18年が経過する中での社会経済情勢等の変化も踏まえ、新市全体での公平性確保を大前提として、現在の条例を見直して徴収猶予措置の拡充や納付期間の延長等を行うことにより、広い土地をお持ちの受益者の負担軽減が図れないか検討を行っているところでありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。</p>

【大潟区地域協議会】

題名	民具等の維持保管及び有効活用について
意見書 内 容	<p>旧大潟町では『町史編さん』を目的に民具等の民俗資料を収集してきた経過があり、現在その収集物は大潟区内の福祉会館の一部を借りて市の準指定文化財の「ドブネ」などと共に保管されています。</p> <p>これらの民具等は、主に明治から昭和までの当時の人々の暮らしぶりをうかがい知ることのできるものも多く、特に「浜下駄」のようにこの地域ならではの貴重なものもあります。</p> <p>市においては、虫干し、清掃など維持管理の努力をされてはおりますが、材質などから経年劣化による破損が徐々に進み、せつかく住民の協力により集められたものが有効活用されないままとなってしまうことが懸念されます。</p> <p>当地域協議会では、これらの民具等の維持管理保存に向けたより一層の配慮と住民の皆さんにこれらの資料を知ってもらう機会を設けるなど、資料の有効活用を検討・実施されるようお願いいたします。</p>
意見書 回 答	<p>地域の歴史・民俗・文化をうかがい知ることができる貴重な資料を適切に保管、活用することは、郷土の文化遺産を後世に伝えていくためにも、大変重要なことでもあります。特に大潟区の民俗資料については、収集にあたり住民の方々の協力をいただいたという経過があるとのことで、なお深い思い入れのあるものと存じ、改めてご協力に感謝する次第です。</p> <p>さて、1点目は「民具等の維持管理保存に向けたより一層の配慮を」とのご意見であります。収集した民俗資料は九戸浜地内の倉庫に収蔵され整理されており、現在は風通しや虫干し清掃等の維持管理を行いながら、極力良好な状態を保てるよう努めているところであります。しかしながら過去に生活用具として活用されていた実状から、経年劣化の進行は避けられないため、今後専門的な見地を加えた保存の可能性を探ってまいりたいと存じます。</p> <p>次に2点目は、「これらの資料を周知し、有効活用する機会を設けてほしい」とのご意見であります。この建物の管理上、資料の日常的な公開展示はしていないものの、ご要望に応じて収蔵資料をごらんいただくこともできますので、担当者にお申し出いただきたいと存じます。今後その旨の情報提供も行ってまいります。また民具資料については実際に使用してみることも資料的な価値が増すものと考え、「浜下駄」を履いてみることや昔の道具を使った塩づくりを青少年体験事業に組み入れるなど、地域の皆様のご協力を得ながら教育普及活動も展開しているところであります。有効活用の手段等については、これからも地域の皆様のお知恵を拝借し、ご協力をお願いしたいと考えております。</p> <p>総合博物館においては、これまでも上越地域全体の歴史民俗資料の収集と展示・紹介に努めてきたところでありますが、今後さらに、資料台帳のデータベース化などを検討するとともに、各区の歴史民俗資料を総合的にとらえた展示を企画し、市民の皆さんに地域の貴重な文化遺産を紹介しながら、その保全と有効活用に努めてまいります。</p>

【中郷区地域協議会】

題名	中郷区における子育て支援について
意見書 内 容	<p>核家族化や共働き家庭の増加、近隣関係の希薄化などにより家庭や地域における子育て機能が低下し、子供を生き育てることへの不安や負担感が増すなど、家庭や地域社会を取り巻く環境が大きく変わっております。</p> <p>このような中、上越市では、「地域での子育て支援の推進」「きめ細やかな子育てサービスの拡充」を主要施策に加えた「次世代育成支援のための上越市行動計画」を本年3月に策定し、その施策推進に向け取り組んでおられるところであります。</p> <p>中郷区においても子育て支援にかかる各種施策への取り組みが行われてきたところですが、近年の保護者のニーズに応じていくには、より一層の施策の充実が求められるところであります。また、施設が充実している上越市中心部からは遠く離れるため、その利用も思うに任せない状況であります。</p> <p>このため、中郷区における子育て支援策として次の事項について特段の配慮をお願いいたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 放課後児童クラブの設置について特段のご配慮をいただきたい。 中郷区では現在、生きがい型介護予防拠点施設「いきいきサロン」の一室を利用し放課後児童預かりを行っています（無料）。しかし、開設時間は月曜から金曜日の午後2時から6時の間で、土曜日並びに夏休み等長期の休みの期間は開設されておりません。また、有資格者による専門の職員も配置されておりません。このため、市内の他の放課後児童クラブと同様、土曜日並びに夏休み等長期休業期間の開設と有資格者が配置された放課後児童クラブの設置をお願いするものです。</li> <li>2 子育てひろばの設置について特段のご配慮をいただきたい。 現在区内では月1回、保健相談センターを会場に「あそびの教室」が開かれております。また、本年6月からはボランティアによる子育て支援活動も月1回行われています。しかし、常設の子育てひろばはなく、保護者からは子育ての情報交換や乳幼児のふれあいの場を望む声が協議会委員に寄せられております。このため、常設の子育てひろばの設置をお願いするものです。</li> </ol>
意見書 回 答	<p>意見① 放課後児童クラブの設置について特段のご配慮をいただきたい。 回答 放課後児童クラブは、保護者の就労形態の変化や核家族化等が進行しているなか、保護者が就業などで放課後に不在となる家庭の小学生児童を学校の空いている教室等を利用し、放課後の一定時間預かるサービスです。市は、市民の皆さんのニーズに応えるために、平成16年度に2か所、平成17年度に3か所を新たに開設し、現在25か所を実施しております。また、開設時間についても平成16年度から午後7時まで延長し、保護者の利便性を図ってまいりました。</p> <p>市といたしましては、市民ニーズの高い校区や小学校の余裕教室等を確保できることから開設する方針であります。中郷区におきましても今後、小学校保護者及び保育園年長児保護者の皆さんに具体的なニーズ調査を行って利用希望を把握し、その結果ニーズが高いと判断されれば開設に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>意見② 子育てひろばの設置について特段のご配慮をいただきたい。 回答 子育てひろばは、親子の遊びの場、保護者同士の交流の場として利用できるほか、育児相談等を行い、子育てに対する不安を緩和し、地域全体で子育てを支援することを目的として実施しております。平成16年度で1か所、平成17年度では、3か所を新たに開設し、現在18か所を実施しております。</p> <p>市といたしましては、中郷区の子育てひろばの開設につきまして、今後、中郷区の保育園未就園児の保護者の皆さんに具体的なニーズ調査を行って利用希望を把握し、その結果、ニーズが高いと判断されれば開設に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。</p>

題名	降雪時の安全安心なまちづくりについて(市長あて)
意見書 内 容	<p>平成18年豪雪は、中郷区においても昭和60年以来の大雪となり、雪に慣れているはずの市民に大きな負担を強いるなど、降雪時の安全安心確保に対し大きな警鐘となりました。</p> <p>特に、昨今の社会経済状況の変化にともなう高齢化の進展と若者の流出が、雪下ろし作業をはじめとした雪処理の担い手不足や、破損・倒壊家屋の発生、雪下ろし作業中の事故といった、大雪に対する地域の防災力低下などの要因となっております。</p> <p>上越市では、雪対策室や防災局を設置し、市民の安全安心の確保に取り組んでおられますが、降雪時においても、地域住民が住み慣れた土地に安心して住み地域を守っていくためには、狭隘道路を含めた生活路線の確保、雪処理に伴う危険や負担の軽減とともに、市をはじめとした関係機関と地域住民の連携によるソフト面の施策を併せて推進していかねばならないものと考えております。</p> <p>このため、降雪時における市民の安全安心を守るため、次の事項について特段の配慮をお願いいたします。</p> <p>1 町内会等が行う重機による除排雪作業への補助制度創設</p> <p>平成18年豪雪に新潟県が緊急措置として実施された除排雪機械(重機)貸出しは、中郷区においても7町内会で利用され、要援護世帯や危険家屋をはじめ雪に埋もれた家屋の掘り出し、除雪路線から外れる狭隘道路の除排雪など、地域の生活確保に大きな威力を發揮しました。</p> <p>今後、一層高齢化が進むと予想される中で、多雪地域においては人力による雪処理には限界があり、早い段階からの計画的な対応が必要不可欠な状況となっております。</p> <p>このため、町内会や自主防災組織、まちづくり協議会等の団体が、地域の状況を把握している地元業者に依頼して行う除排雪作業について、助成制度の創設をお願いいたします。</p> <p>また、平成18年豪雪にみる短期間での記録的な大雪では、地元業者は道路等公共施設の除雪に追われ、町内が行う除排雪までは手が回らないことが予想されるため、災害救助法が適用されるなど、積雪量が一定の限度を超えた場合には、市による除排雪機械(重機)の貸出しについても検討下さるようお願いいたします。</p> <p>2 町内会が購入するハンドガイド式除雪機購入費補助制度の創設</p> <p>平成18年豪雪の最深積雪量は3mを超えるなど多雪地帯である中郷区では、日常生活の確保と地域住民の安全を守るため、除雪計画を立て、狭隘路線や高齢者世帯玄関先の除雪等を、地域住民が協力して行っている町内会が多数あります。しかし、これら作業に使用するハンドガイド式除雪機は高額であり、個人所有の機械に頼っているのが現状であります。</p> <p>このため、降雪状況や地域の実情に応じ、町内会が各々の判断で弱者世帯等の除雪支援を行えるよう、町内会が購入するハンドガイド式除雪機について、購入費の助成制度創設をお願いいたします。</p> <p>3 中・長期的視点に立った除雪ボランティアの登録と育成</p> <p>短期間に記録的な大雪となった平成18年豪雪では、雪下ろしなど雪処理の需要が一斉に発生し、業者が不足するなど、支援が必要な世帯へ手が回らないといった状況が生じました。</p> <p>このような中、市や新潟県では、要援護世帯などの除雪に協力いただける市民ボランティアの事前登録を呼びかけられ、多くの登録者があったと聞いております。しかし、除雪経験のあるボランティアが不足し、豪雪時には、経験のないボランティアの作業は危険が伴うことや、指導等対応まで手が回らないことなどから、登録者への依頼は断念せざるを得ない状況でした。</p> <p>このため、必要ときにボランティアをお願いできるよう、地域以外の人々との普段からの交流を含め、中・長期的視点に立ったボランティアの育成とボラ</p>

	<p>ンティア育成を含めた登録制度の創設をお願いいたします。</p> <p>4 降雪時における町内会への要援護世帯情報提供の早期取組  平成18年豪雪では、12月末で積雪量が2mを超え、その後の降雪状況が心配なため、各世帯では年前に2回から3回の雪下ろしを行いました。また、1月9日に積雪量が3mを超え、厳冬期を前にした大雪に住民の不安がつのりました。</p> <p>このような中、各町内会では、「地域のことは地域で守る」との意識から要援護世帯の状況把握や支援にも取り組みましたが、緊急時における要援護世帯の把握は困難であり、市から町内会長宛に情報の提供案内が行われたのは1月29日付け文書でありました。</p> <p>このため、降雪時や災害時における、早期の要援護世帯情報の提供をお願いいたします。</p>
意見書 回答	<p>1 町内会等が行う重機による除排雪作業への補助制度創設  <b>【回答】</b>  町内会・自主防災組織・まちづくり協議会等が行う除排雪作業は、従来から地域の共助として行なわれてきたものであり、少子高齢化が進む中で今後どう維持していくかにつきましては、大変大きな問題であると認識しております。従いまして、災害に至らない状況で行なわれる地域団体の除雪活動への助成につきましては、豪雪地における地域づくりの視点で引き続き検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。</p> <p>また、平成18年豪雪における重機の貸出し事業は、災害救助法の適用に伴い当市などからの提案もあり、要援護世帯の救助実施のため新潟県が民間のレンタル業者から重機を借り上げ市町村に貸し出したものであります。この事業につきましては、当市をはじめ豪雪地帯の地域づくりや集落機能維持などに有益な事業であることから、災害救助法の適用の有無にかかわらず県の制度として確立するよう要望しているところであります。</p> <p>なお、豪雪により要援護世帯の救助実施を目的に災害救助法が適用となる場合には、平成18年豪雪と同様な措置がなされるよう、強く働きかけたいと考えております。</p> <p>2 町内会が購入するハンドガイド式小型除雪機購入費補助制度の創設  <b>【回答】</b>  昨冬は20年ぶりの大雪に見舞われ、当市に災害救助法が適用されるなど、市民生活に大きな影響を及ぼしました。また、山雪型であったことから、特に皆さんの中郷区では、屋根雪下ろしをはじめ除排雪作業に大変ご苦労されたことと拝察いたします。</p> <p>さて、市では、除雪車が入れない狭隘な道路等を地域の皆さんが除雪を行うため、小型除雪機を購入した場合、購入代金の一部を補助することを内容とした制度を、平成19年度から創設する方向で検討しているところであります。</p> <p>このように、狭隘な道路の除雪につきましては、そこにお住まいの皆さんと市が協働で実施しなければならないと考えているところであり、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。</p> <p>3 中・長期的視点に立った除雪ボランティアの登録と育成  <b>【回答】</b>  当市におきましては、除雪ボランティアの募集から登録、派遣に至る一連の制度は現時点では確立しておりません。平成18年豪雪の際は、急遽除雪ボランティアを募集し、市内外から30名の登録をいただいたところですが、現実的には除雪経験が乏しい場合は作業指導を必要とすることや、あらかじめ計画的に作業人員が確保できないこと、併せて、派遣先の公平性を確保しなければならないことなど様々な課題から、実際に現場で作業していただくまでに至りませんでした。</p> <p>また、今年の春から市のホームページにおいて年間を通じて除雪ボランティア</p>

の登録を募集しておりますが、残念ながら現時点では登録がないのが現状であります。

これらの状況を踏まえ、市では、現在、平時及び災害時における除雪ボランティアの位置づけや活用のあり方について①要援護世帯に対する公的支援制度と除雪ボランティアの位置づけ、②除雪ボランティアを派遣する際の公平性の確保、③除雪ボランティアの登録及び育成のあり方などの観点から庁内関係課で検討を進めているところであり、早急に制度の確立を図りたいと考えております。

つきましては、地域協議会としても引き続きご議論いただく中で、各地域のご意見を伺いながら検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

#### 4 降雪時における町内会への要援護世帯情報提供の早期取組

##### 【回答】

平成18年豪雪では、20年ぶり的大雪となり平成18年1月8日には災害救助法の適用を受ける事態となりました。

高齢化と核家族化が進む中、中山間地では、老老介護の世帯や冬期間の一人暮らし高齢者世帯等の安全安心を図るうえで、特に、町内会や民生委員、地域で活躍するNPO法人の存在が大きな力となっており、地域の共助の精神の重要性が改めて求められています。

こうした地域でのきめ細やかな取り組みを進めていくため、町内会等から市に対し対象世帯の情報提供の要請がありますが、このことについては個人情報保護の観点から、慎重な対応を行っております。しかし、昨冬の豪雪にあたっては、「災害時において、自己の資力・労力では安全確保が困難な世帯」を把握し、救助するという目的に限り情報提供することとし、大雪災害対策本部が設置されている期間に限定し申し出のあった63町内会に提供したところです。

なお、期間終了後は市に返還いただくとともに、上越市情報公開・個人情報保護制度審議会への報告を行いました。

今後の降雪時における町内会への情報提供につきましては、上越市個人情報保護条例の「人の生命又は身体の保護、財産の保護その他公益上の目的のために緊急かつやむを得ないと認められるときは、審議会への諮問及び、その答申を経ることなく外部提供を行うことができる」の規定に照らし合わせるとともに、昨冬の経過・経験を踏まえ、迅速な対応をしたいと考えております。

【中郷区地域協議会】

題名	降雪時の安全安心なまちづくりについて(区総合事務所長あて)
意見書 内 容	<p>平成18年豪雪は、中郷区においても昭和60年以来の大雪となり、雪に慣れているはずの市民に大きな負担を強いるなど、降雪時の安全安心確保に対し大きな警鐘となりました。</p> <p>特に、当地域における高齢化の進展と若者の流出は、雪下ろし作業をはじめとした雪処理の担い手不足や、破損・倒壊家屋の発生、雪下ろし作業中の事故といった大雪に対する地域の防災力低下などの要因となっております。</p> <p>これら危険回避には、市をはじめとした関係機関の取り組みはもちろんのこと、隣近所や町内における支えあい・助け合い、市民と行政の協働による地域支援体制やその仕組みづくりを進めていくことが何より大切であると考えております。</p> <p>このため、次の事項について、関係団体への働きかけについて配慮をお願いいたします。</p> <p>1 除排雪計画に沿った町内支援体制の再確認と取組の継続</p> <p>中郷区の各町内会（南部地区＝片貝・福崎・稲荷山町内会を含む）では、平成13年に、当時の中郷村克雪住宅整備事業補助金交付要綱および克雪満足度向上戦略に基づき、「除排雪計画」を作成しておられます。この除排雪計画では、多くの町内会が冬期間のごみステーションの確保や集会所の除雪、消防水利の確保などのほか、隣近所、町内における声かけや助け合い、一人暮らしや高齢者世帯への支援を明記され、現に取り組みられ、功を奏しておられると聞いております。</p> <p>については、平成18年豪雪のような多雪時には、まず隣近所、近隣住民の声かけや安否確認、助け合いなどが必要なことから、今後も各町内会が、日ごろの地域コミュニティ活動や住民の話し合いを含めた活動の推進に継続して取り組まれるよう、貴職から働きかけていただきますようお願いいたします。</p> <p>2 災害等におけるボランティア受入れ態勢の確立</p> <p>平成18年豪雪では、中郷区に消防団や市職員ボランティア、建設業協会等の支援がありましたが、行政が窓口となるボランティアの派遣先は、公平性の観点から明確な線を引かなければならないため、公共施設や特定の要援護世帯に限られています。</p> <p>しかし、多雪地域である当区においては、今後の雪処理担い手不足が心配され、自己の力による除雪作業が困難な世帯が多くなると予想されます。</p> <p>このような中で、中郷区まちづくり振興会の事業には「助け合い運動の推進活動」や「防災、防犯、交通安全運動に関すること」が挙げられています。このため、豪雪等災害時における『共助』の観点から、中郷区の降雪や世帯の実状に応じた柔軟なボランティア受入れと派遣（対象世帯の選定）について、まちづくり振興会と行政が協働して検討されるようお願いいたします。</p>
意見書 回 答	<p>1 除排雪計画に沿った町内支援体制の再確認と取組の継続</p> <p>【回答】</p> <p>中郷区におきましては、冬季間における市民の安全安心の確保が大きな課題であり、町内会の皆様をはじめ市や関係機関が一体となって懸命に取り組んでいるところであります。また、市民の皆様にも最も身近な自治組織であります町内会の皆様による取り組みは今後も欠かせないものと認識しております。</p> <p>このような中、中郷区の各町内会におかれましては、除排雪計画を作成され、それに基づき降雪時のさまざまな活動を展開されております。とりわけ一人暮らし世帯や高齢者世帯への支援や近隣世帯への声かけ等、町内会役員さんを中心とした地域の皆様の取り組みが、町内の安全安心確保に大きく貢献しているものと考えております。</p> <p>市としましては、各町内会において今後もこのような取り組みを継続されますよう、町内会長連絡会議の折にお願い申し上げたいと考えております。</p> <p>2 災害等におけるボランティア受入れ態勢の確立</p> <p>【回答】</p> <p>当市におきましては、除雪ボランティアの募集から登録、派遣に至る一連の</p>

制度は現時点では確立しておりません。平成18年豪雪の際は、急遽除雪ボランティアを募集し、市内外から30名の登録をいただいたところですが、現実的には除雪経験が乏しい場合は作業指導を必要とすることや、あらかじめ計画的に作業人員が確保できないこと、併せて、派遣先の公平性を確保しなければならないことなど様々な課題から、実際に現場で作業していただくまでに至りませんでした。

また、今年の春から市のホームページにおいて年間を通じて除雪ボランティアの登録を募集しておりますが、残念ながら現時点では登録がないのが現状であります。

これらの状況を踏まえ、市では、現在、平時及び災害時における除雪ボランティアの位置づけや活用のあり方について①要援護世帯に対する公的支援制度と除雪ボランティアの位置づけ、②除雪ボランティアを派遣する際の公平性の確保、③除雪ボランティアの登録及び育成のあり方などの観点から庁内関係課で検討を進めているところであり、早急に制度の確立を図りたいと考えております。

つきましては、地域協議会としても引き続きご議論いただく中で、各地域のご意見を伺いながら検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

【板倉区地域協議会】

題名	不審者による事故防止に市バス（保育園バス）を活用することについて
意見書 内 容	<p>相次ぐ不審者による小学生殺傷事件等の事故を防止し、児童の安全・安心を確保するためには、下校時に自宅近くまで児童を送ることがもっとも有効な手段であると考えられるので、以下により対応できないか、車両の整備、法規制の緩和などあらゆる側面から検討し、小学校低学年を優先に早急に実施することを要望します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市が所有する保育園児送迎バスや類似車両の活用</li> <li>2 公共交通機関やタクシーの利用</li> </ol>
意見書 回 答	<p>1 回答が遅れたお詫びとこれまでの検討経過</p> <p>平成18年2月16日に意見提出をいただいた後、今日まで最終回答が遅くなりましたことにつきまして、まずもってお詫び申し上げます。5月24日に一次回答をさせていただいた後の検討経過についてご説明いたします。</p> <p>庁内関係部署（企画政策課、次世代育成支援課、危機管理企画課、教育総務課、学校教育課、地域振興課、板倉区総合事務所）からなる検討会議において、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) これまでの地域協議会における審議経過</li> <li>(2) 各区におけるスクールバス運行状況について</li> <li>(3) 板倉区における緊急措置について</li> <li>(4) 市の取り組みについて</li> </ol> <p>の4点について、総合的に協議検討してまいりました。</p> <p>その内容については、7月6日の地域協議会において経過報告させていただいたとおりです。</p> <p>7月6日の地域協議会の後、検討会議において、次の点につきましてさらに協議を行いました。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 不審者から児童を守る市の基本的な考え方</li> <li>(2) 今後の取組の方向</li> </ol> <p>2 意見書に対する回答とその理由</p> <p>【基本的な考え方】</p> <p>基本的な考え方につきましては、先の議会の一般質問で答弁いたしましたとおり、「スクールバスなどの車両での送迎については、子供たちを学校や地域で見守る活動と複合化することで一層効果が現れるものと思いますが、多額なコストを要することや個別の課題も多いことから投資の実情にかなう手段、方法について研究していきたい」との考え方に変更ございません。</p> <p>不審者に対する児童生徒の安全・安心を確保するため、自宅近くまで児童を送ることにつきましては、不審者対応が警察や、行政、学校だけでは防げるものではないこと、バス等を走らせたとしても必ず一人になる区間が出てしまうので、バス等を使用しての不審者対策については限界があることなどから、まず、市民一人ひとりに「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を持っていただいたうえで町内会、青少年健全育成協議会、地区防犯団体などとの連携を更に強くし、地域の皆さんからご協力をいただくことが重要であると考えます。</p> <p>このような考え方を基本に、今回いただいたご意見について、具体的に回答いたします。</p> <p>(1) 市が所有する保育園児送迎バスや類似車両の活用について</p> <p>【回答】</p> <p>現状では、保育園児送迎バスや類似車両の活用は困難です。</p> <p>【理由】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 保育園児送迎バスは、6歳未満の幼児運送目的専用車両として、車両整備がなされており、そのままでは、児童への活用としては陸運局からの認可が得られません。</li> <li>② 児童が乗車できるように改造し直すと、幼児向けのチャイルドシートが義務付けとなり、毎回設置と取り外し作業が生じ、登校、登園時の運行</li> </ol>

が時間通りに実施できなくなる状況です。

- ③ 総合事務所のマイクロバスは、総合検診、高齢者大学など行政での利用申請や小・中学校からの利用申請が多いことから、定期的な送迎バスとしての利用は困難です。

(2) 公共交通機関やタクシーの利用について

【回答】

バス会社からのバス借り上げやタクシー借り上げによる通学につきましては、可能ではありますが、保護者の方からの費用負担をいただくこととなりますので、関係者の皆さんとの十分な協議・調整が必要となります。

【理由】

- ① 市の通学援助事業の対象であれば、路線バス等の利用について補助が受けられます。

(対象距離は、合併前の上越市、13区でそれぞれ異なりますが、概ね2kmから3kmとなっております。また、補助率も合併前の上越市、13区でそれぞれ異なっております。)

- ② 通学援助の対象距離に達していない場合は、補助がありません。

ご提案の市所有バス等の活用や公共交通機関・タクシーの利用などの方策は、子どもたちを学校や地域で見守る活動とあわせることで一層効果が現れるものと思いますが、当市の実情にかなう手段、方法について今後も研究を続けてまいりますのでご理解・ご協力をお願いいたします。

なお、安全を確保することに100パーセントということはありませんので、更なる安全対策の向上の検討を進めてまいります。

3 今後の安全・安心を確保するための市の取組の方向

現在、当市においては、誰もが安全に安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くことを目指した「上越市みんなで防犯安全安心まちづくり条例」が制定され、10月1日から施行されたところです。

また、安全・安心まちづくりパトロールに加えて、9月から「地域ぐるみ学校安全体制整備推進事業」が県内で展開されるため、当上越市では、7人のスクールガードリーダーを委嘱し、スクールガードリーダーによる学校の巡回指導や保護者、地域住民等による学校安全ボランティアを対象にした講習会を開催し、地域社会全体で学校安全に取り組む体制を整えております。

なお、学校の安全管理に関する取組を一層充実するためには、家庭や地域の関係機関・団体との連携が重要であることから、児童生徒の登下校時の見守り活動など地域の皆様のご協力をお願いいたします。

【板倉区地域協議会】

題名	総合事務所の権限強化について
意見書 内容	<p>標記のことについて、当協議会において下記のとおり意見を取りまとめましたので、提出いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>総合事務所には大幅な権限を持たせてあると言われてはいますが、現実的にはそう思えない部分があると感じられます。</p> <p>例えば、予算執行などについては一定金額までの決裁権が総合事務所長にあるとはいえ、手続き等（合議等）が多く、迅速に進んでいないのが現実ではないのでしょうか。</p> <p>現在、具体的な事例を検証しながら見直しを進めているとのことですが、住民サービス向上のため省略可能な合議は整理し簡素化するなど、執行体制の改善を要望するとともに、区の地域性や独自性のある事業、緊急に対応しなければならない事業が生じた場合など、総合事務所長の裁量で執行できる予算枠の拡大を要望します。</p>
意見書 回答	<p>総合事務所長は、地域自治区に置く総合事務所の最高責任者であり、決裁権限は、部長と課長の間の権限を持たせております。具体的には、市道の維持管理や公共施設の営繕・修繕などの支出負担行為では概ね95%、また、許認可等を含む事務決裁では概ね25%を所長、次長またはグループ長に権限を持たせており、現在さらに拡大できないか検討しております。</p> <p>予算執行における合議や協議は、行財政規律を維持するうえで必要不可欠なものと考えており、現在は、本庁の主管課と財政課及び会計課が、一定額以上の経費執行が法令に適合しているか、また、各事務事業が合併によって統一された水準に適合しているかなど、適正な事務執行を確認しております。</p> <p>したがって、このことを十分踏まえたうえで事務事業の調整や経費執行を進めるよう、職員に対し今後とも継続的に研修を行っていかねばならないと考えております。</p> <p>また、災害対応など緊急性の高い経費執行については、総合事務所長の判断で迅速に処理を進めることができるようにしております。</p> <p>いずれにいたしましても、予算を迅速かつ適切に執行し、住民の皆さんのニーズに応えられるよう、地域自治区制度の重要性も考え合わせ全庁一体となって取り組んでまいります。</p>

【板倉区地域協議会】

題名	県道三和新井線の拡幅改良について
意見書 内容	<p>県道三和新井線は、板倉区吉増地内で県道新井柿崎線に端を発し、清里区や三和区の南部集落を結ぶ生活産業道路として、また上越市南部山麓に点在する観光施設を結ぶアクセスとして大変重要な路線になっています。</p> <p>このため、順次整備が進められてきたところですが、中江橋を含む吉増地内が未だ整備されておらず、支障をきたしているため、利用者や地域住民から整備要望が強く出されてきました。</p> <p>板倉町当時から期成同盟会等を通じて要望活動を行ってきたところであり、本年度の板倉区県道・河川・砂防事業促進期成同盟会で要望したところです。</p> <p>早期に拡幅改良工事を行い、利用者や地域住民の要望に応えられるよう、市としても県に要望をお願いします。</p>
意見書 回答	作成中

【清里区地域協議会】

題名	地上デジタルテレビ放送への対応について
意見書 内 容	<p>地上デジタルテレビ放送が2006年10月から県内の全テレビ放送局でスタートする予定であり、現在のアナログテレビ放送も2011年7月までにデジタル放送に完全移行すると聞いています。</p> <p>デジタル波は山やビルなどの障害物がある場合、アナログ波に比べて届きにくいという性質があり、地理的条件を考えると、難視聴地域がさらに拡大することが懸念されます。また、放送電波が弱くテレビが見えづらくなるため設置された難視聴解消共聴施設については、今後も存続が必要となる可能性があります。</p> <p>清里区内にも共聴施設が3箇所4町内会の91戸で利用されています。難視聴解消方法の選択として、デジタル化のための施設改修、または共聴施設の改修を行わずケーブルテレビ整備への移行など選択肢の検討をしていく必要があります。</p> <p>このことから、難視聴地域においてデジタル放送の受信が可能かどうか調査していく必要があると考えられます。</p> <p>つきましては、地上デジタルの試験放送にあわせ地域の情報格差の解消を図るため、受信エリアのモニタリング調査への取り組みを推進されるよう提案いたします。</p>
意見書 回 答	<p>市町村合併により、各地域でテレビやラジオの視聴状況、ブロードバンドサービスや携帯電話の利用状況などに違いがあり、いわゆる情報格差が生じている現状となっています。</p> <p>このため、市全域を対象に、これらの情報格差の実態や既存のインフラ整備の状況を把握するとともに、住民ニーズを調査・分析した上で、検討委員会を設置し広範な意見をお聴きしながら、情報通信基盤の総合的な整備方策を検討するという「情報格差解消インフラ整備調査事業」を実施しております。</p> <p>この事業における調査業務により、テレビの視聴状況として地上デジタル放送の受信可能地域の調査も実施しており、弥彦山送信所のほか、高田中継局及び新井中継局がカバーする放送エリアの調査に取り組んでおりますので、今年度中には、清里区の調査結果をお知らせできると考えております。</p>

【三和区地域協議会】

<p>題名</p>	<p>三和区における歩道の整備について</p>
<p>意見書 内 容</p>	<p>通学路等を中心とした集落間の街灯整備を行うなど、安全・安心なまちづくりの推進にご尽力されていることに対し、感謝申し上げますとともに敬意を表します。</p> <p>三和区におきましては、地域住民の安全・安心を確保するための歩道整備について、区内の多くの市道・県道が県営圃場整備事業の中で既に歩道用地を確保し、整備の計画があるにもかかわらず、圃場整備事業の遅れから歩道整備も遅れており、子ども達の通学に不安を感じております。</p> <p>市道で歩道計画のある路線、危険な市道路線については早期に歩道の整備を図るとともに、県道、国道沿いの歩道整備については、県等の関係機関に事業促進のための強い要望活動を行っていただくよう三和区の住民の総意でお願いするものです。</p>
<p>意見書 回 答</p>	<p>三和区地域協議会の「三和区における歩道の整備に係る意見書」につきましては、道路交通量が増加傾向にある中で交通事故から市民を守るため、歩道の整備は非常に重要であると認識いたしております。現在は、県営ほ場整備事業において計画的に用地を取得し、歩道の整備を図るため、新市建設計画の地域事業に位置づけ、計画的に事業を実施しているところです。しかしながら、県営ほ場整備が予定通りに進捗しない状況の中で、歩道用地の予定地は確保されているものの、ほ場整備事業が終了しない段階で歩道整備工事に着手することはできないのが現状であります。このような状況を踏まえ、換地の整理が完了した箇所から順次歩道整備を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>さらに、国・県道を含めた道路網の視点から交通安全を考えたとき、より交通量の多い国・県道の歩道整備も重要であり、通学路等の道路ネットワークを考慮した上で必要な箇所については県等の関係機関に事業の促進を強く要望してまいります。</p> <p>近年多発している児童の誘拐などの凶悪犯罪のため、集団で登下校することが日常となっている中で、歩道整備の必要性は重要度を増していると認識しているところであり、県との連携を取りながら歩道の整備をできる限り進めてまいりたいと考えておりますのでご理解を賜りますようお願い申し上げます。</p>

【三和区地域協議会】

題名	三和区宮崎新田地内の新潟県行政代執行後の成形廃棄物処理について
意見書 内 容	<p>昨年、県下で最初に取り組みされた宮崎新田地内の産業廃棄物の新潟県行政代執行、並びに行政代執行の対象外となった焼却炉の除去や水質検査の継続実施など、地域住民が安全で安心して生活できるよう日頃からご尽力されていることに対し、心から感謝申し上げますとともに敬意を表します。</p> <p>これまで、三和区の廃棄物対策については、率先して取り組んでいただいたところではありますが、宮崎新田地内の自然を取り戻す活動を行ってきた私ども三和区の住民にとりまして、県行政代執行後に残された成形廃棄物は膨大な量であると同時に安定品目といえど多品目が残されている状況にあり、地域住民の不安の解消にはほど遠い状況であるといわざるを得ないのが現状であります。</p> <p>また、埋設された廃棄物の種類・量を調査するため、本年度第3工区においてボーリング調査が行われましたが、このことが私どもの不安の解消につながることを強く願っているところであります。</p> <p>三和区の住民の悲願は、早期にこの地を緑豊かな自然の状態に戻してほしいということであり、現地に残された成形廃棄物の処理について、景観と環境に不安のない、後世に残せるすばらしい宮崎新田となるよう、完全撤去を強く要望するものであります。</p>
意見書 回 答	<p>三和区宮崎新田地内に放置された産業廃棄物の撤去につきましては、上越市との合併前から村民総ぐるみで署名活動などを展開され、繰り返し行われた新潟県に対する要望活動が実を結び、平成17年度に全国で6番目となる環境大臣同意の新潟県による行政代執行が実現いたしましたことは、ご案内のとおりであります。この間の新潟県のご英断と三和区にお住まいの皆様はじめ関係各位のご努力に対し、改めて敬意を表すものであります。</p> <p>今回の行政代執行後に現地に残された成形された廃棄物及び埋設されている廃棄物については、これまで県に対して撤去の要望を行ってまいりましたが、県としては残念ながら撤去する考えはなく、その措置についての技術上の応援をして行きたいとのことであります。</p> <p>市といたしましてもこの間、地域住民の安全、安心な暮らしを守る観点から、まず焼却炉の解体撤去に取り掛り、そして不安を抱かれている埋設廃棄物の種類やその範囲の調査など、現状の改善に向けて精一杯の努力を続けております。</p> <p>8月には、貴協議会の委員の皆様からも立ち会っていただき、第3工区のボーリング調査を行いました。この程その結果がまとまり、「金属、廃プラスチックなどの安定品目のみが埋設されており、有害な廃棄物は埋設されていない」との調査結果を受け安堵いたしているところであります。</p> <p>三和区にお住まいになっておられる皆様の、長年の悲願であります廃棄物の完全撤去には、概算事業費ですが、約6億円を要するため、現下の厳しい財政環境の中では、その財源をいかにして確保していくか、現状はまさに厳しい状況であると言わざるを得ません。加えて、浸出水の水質検査結果が安定化している中で、埋設廃棄物を掘り起こすことは、その不安定化にもつながりかねず、慎重な対応が必要であると考えております。</p> <p>いずれにいたしましても、三和区にお住まいの皆様のご熱きご要望であります完全撤去を視野に入れ、当面は水質検査を継続し、その推移をしっかりと見守り、財源確保にも努めるなど、土地所有者の立場からも、適切に対応してまいり所存であります。</p>

【名立区地域協議会】

題名	名立区の防災対策について
意見書 内 容	<p>昨年発生した新潟県中越地震やスマトラ島沖地震、さらにはこの度のパキスタン地震など、国際的に大きな地震が数多く発生し、尊い生命と多くの財産が失われています。</p> <p>このような中で、当区でも地震による災害の発生が心配されます。特に、人口が集中する海岸部における津波災害に大きな不安を抱えるもので、今まさに新たな地域防災計画等を策定し災害に備えることが肝要と考え、防災対策に関し次の事項に特段の配慮をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域防災計画など防災対策を地域住民に周知徹底を図られるとともに、災害時におけるマニュアルを作成し、迅速な対応が図られるようお願いいたします。</li> <li>2 災害情報の的確な伝達と情報伝達機能の充実を図られるとともに、迅速な避難行動を取るための定期的な防災訓練の実施をお願いいたします。</li> <li>3 避難所マップを作成の上、家庭に配布されるとともに、一刻を争う津波避難のため、避難所・避難誘導を示す大きな看板を設置されるようお願いいたします。</li> <li>4 避難所に備蓄品や防災資機材の配備をお願いいたします。</li> <li>5 津波災害のシミュレーションを作成し、災害時における避難の的確性を図られるようお願いいたします。</li> </ol>
意見書 回 答	<p>意見① 地域防災計画など防災対策を地域住民に周知徹底を図るとともに、災害時におけるマニュアルを作成し、迅速な対応が図られるようお願いいたします。</p> <p>回答 市では、平成16年の7.13水害や中越大震災における当市及び他市の経験を踏まえ、さらに合併により市域が拡大し地滑り危険箇所等の地域特性が多様化したことから、現在、地域防災計画の見直しを進めています。この作業の中で市民の皆さんのご意見を伺う機会を設けるとともに、見直し後の計画は広く市民の皆さんに公開し、周知する予定としております。また、地域防災計画の見直しには「市民防災マニュアル」の策定も含め、検討したいと考えています。</p> <p>なお、万が一災害が発生した場合には、区の防災責任者である総合事務所長を中心に本庁と連携を取って迅速に初動対応を行うこととしており、昨年7月からは、高齢者や体の不自由な方から余裕を持って円滑に避難していただくための「避難準備情報」の発表権限を区総合事務所長に委任するなど態勢の強化を図っています。</p> <p>意見② 災害情報の的確な伝達と情報伝達機能の充実を図られるとともに、迅速な避難行動を取るための定期的な防災訓練の実施をお願いいたします。</p> <p>回答 市では、災害情報等を全市一元的に伝達することを目的に、新しい防災行政無線システムの整備を進めています。新しいシステムが整備されるまでの間は、区総合事務所からオフトーク通信で情報を伝達するほか、状況に応じ本庁から町内会長宅へファックスで情報の伝達を行います。さらに区総合事務所の広報車に加え消防団や上越北消防署名立分遣所にも協力をいただき、消防車両を活用して市民の皆さんに情報を伝達することとしています。</p> <p>また、災害発生そのものを防ぐことはできませんが、地域ぐるみの自主的な訓練の積み重ねなどによって、災害時による被害を減少させることができます。このため市では、町内会を単位とする自主防災組織の結成や組織による自主的な防災訓練の実施を促進するため、必要な資機材等を整える費用の一部を助成する制度を設けておりますので、ぜひ活用いただきたいと思います。</p>

なお、本年度から消防団と連携して地域の実情にあった実践的な分団演習を名立区を始め全区において少なくとも年1回実施することとしておりますので、積極的に参加いただきたいと思います。

意見③ 避難所マップを作成の上、家庭に配布されるとともに、一刻を争う津波避難のため、避難所・避難誘導を示す大きな看板を設置されるようお願いいたします。

回答 避難所マップについては、今年度内に全世帯へ配布するよう準備を進めております。また、昨年8月15日に市内全世帯に配布した「暮らしの便利帳」の中にも避難所の一覧と災害時の行動や心がまえなどについて記事を掲載してありますので参考にしてください。

また、避難所の掲示板については年次計画で設置しております。ご提案の避難誘導板については現在設置しておりませんが、今後検討したいと思っておりますのでご理解願います。

意見④ 避難所に備蓄品や防災資機材の配備をお願いいたします。

回答 中越大震災の際に合併前の上越市で避難所を開設しましたが、備蓄倉庫から避難所に物資を配送するのに時間がかかるなどの問題点が明らかとなったことから、備蓄品を避難所へ分散配置するよう計画しております。また、備蓄品の内容も改めて検証し、停電時を考慮し発電式ラジオや懐中電灯などを、今年度中に配備することとしております。

さらに、毛布と食料については、人口の約1割に当たる21,000人分を目標に年次的に整備、拡充を図っております。また、食料はアルファ化米や乾パンに替えて、高齢者にも食べやすく、温かい、インスタント麺やレトルト食品、お粥、ビスケットなどに切り替えて配備することとしております。

意見⑤ 津波災害のシミュレーションを作成し、災害時における避難の的確性を図られるようお願いいたします。

回答 近年、世界的にも地震が増加し、また大規模化する傾向にあり、当市においても合併により海岸線の延長が39.3メートルになるなど、津波災害への対処を図っていくことが急務であります。

ご意見の津波シミュレーションにつきましては、「津波ハザードマップ」の作成が必要であると考えておりますので、今後、地域防災計画の見直しの中で検討したいと考えております。

また、現在、津波避難所として名立中学校などを指定しておりますが、機会をとらえ住民の皆様に周知、徹底を図りたいと思っております。